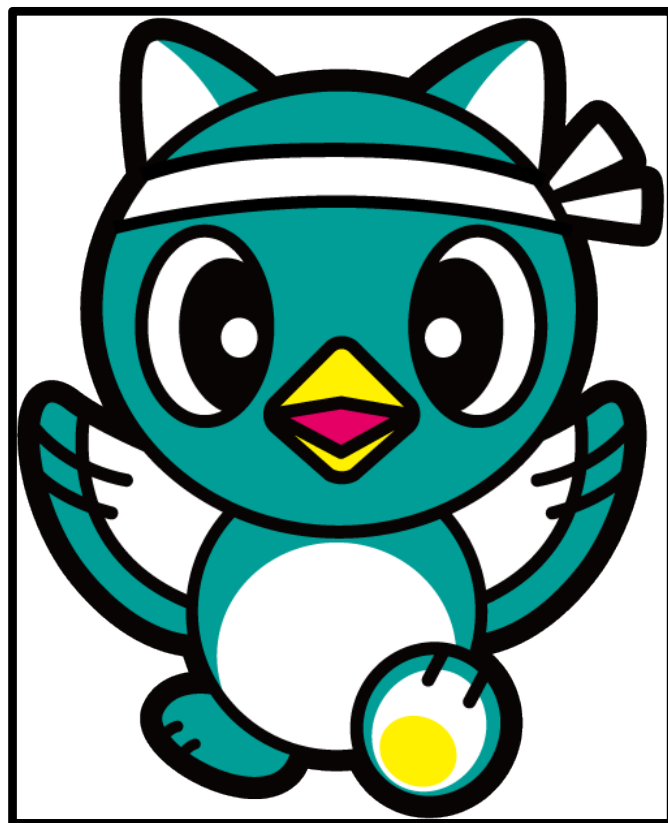


第2期八千代市スポーツ推進計画



八千代市イメージキャラクター「やっち」

令和3年3月



八千代市教育委員会

はじめに

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進の身体活動の他、世代を超えた地域社会の交流やスポーツ大会等を通じた社会・経済活動の活性化など、私たちの生活を豊かにする数多くの役割を担っています。

近年、情報化社会の進展や人間関係の希薄化など、日常生活において体を動かす機会の減少による体力や運動能力の低下、更にはストレスの増大や生活習慣病の増加など、心身両面にわたる健康上の問題が顕著化しているとともに、少子化の進行や超高齢社会の到来による健康志向の高まりなど、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

こうした社会の中で、人々のスポーツに対するニーズも多様化し、これまでの競技スポーツに加え、余暇時間を活用して身近で気軽に楽しめるスポーツへの関心が高まりを見せています。

本市では、「市民の誰もが健康で活力に満ちたスポーツのまちづくり」を基本理念に掲げ、平成25年3月に「八千代市スポーツ推進計画」を策定し、「スポーツ活動の推進」、「スポーツ環境の整備」、「スポーツ施設の充実」の3つの計画の大綱を柱として、各種スポーツ施策の推進に努めてまいりました。

第2期目となる本計画では、これまでの理念や3本の柱を継続すると共に、市民の皆様に分かり易い計画となるよう、主な施策事業の明記や推進状況を確認するための目標値の設定を行い、スポーツ施策を総合的、計画的に推進してまいります。

今後も引き続き、市民の皆様が生涯にわたりスポーツ活動を親しむことができるよう、市民・地域・スポーツ関係団体等と密に連携を図り、スポーツ施策の推進に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました八千代市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、関係機関等の方々及び市民アンケートにご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

八千代市教育委員会
教育長 小林 伸夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 スポーツ環境をめぐる現状と課題	3

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	4
----------	---

第3章 計画の具体的な取組み

第1節 スポーツ活動の推進

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	5
2. 障害のある人のスポーツ活動の推進	6
3. スポーツ大会の開催	7
4. 競技力の向上	8

第2節 スポーツ環境の整備

1. スポーツ指導者の養成	9
2. スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実	10
3. 関係団体との連携	11
4. 総合型地域スポーツクラブの活動支援	12
5. スポーツ情報の収集と提供	13

第3節 スポーツ施設の充実

- 1. スポーツ施設の管理・運営 14
- 2. 学校体育施設の活用 15

第4章 計画の目標設定 16

資 料

- 次期八千代市スポーツ推進計画策定に関する市民アンケート
実施結果 17
- スポーツ基本法 43
- 第2期八千代市スポーツ推進計画策定経過 55

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や地域社会における地域コミュニティの希薄化など、社会環境や価値観が急激に変化している中、スポーツ[※]を取り巻く環境も大きく変化しています。また、スポーツを通じた健康づくりへの関心も高まっており、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整え、心身両面からの健康づくりを進めることが重要になっています。

国では、昭和 36 年に制定された「スポーツ振興法」を 50 年ぶりに全面的に見直し、スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるため、平成 23 年に「スポーツ基本法」を施行しました。また、平成 29 年には「第 2 期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツ参画人口を拡大するなど、一億総スポーツ社会の実現に取り組むこととしております。

千葉県では、県の体育・スポーツのあるべき姿を展望した総合的な指針として「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定し、現在は第 12 次の計画によって、「スポーツ立県千葉」の実現を目指し、スポーツの振興を図っています。

本市においても、平成 13 年に「八千代市スポーツ振興マスタープラン」を策定し、市民があらゆる機会と活動の場において、その適正と健康状態に応じて自主的にスポーツを楽しむことができるよう環境整備に努め、平成 25 年には、本市におけるスポーツ推進の具体的な計画として、「八千代市スポーツ推進計画」を策定しました。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした市民の健康志向の高まりや、スポーツに対する市民ニーズの多様化が予想されることから、一人でも多くの市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ施策の基本的な考え方や具体的な施策を示す、「第 2 期八千代市スポーツ推進計画」を策定します。

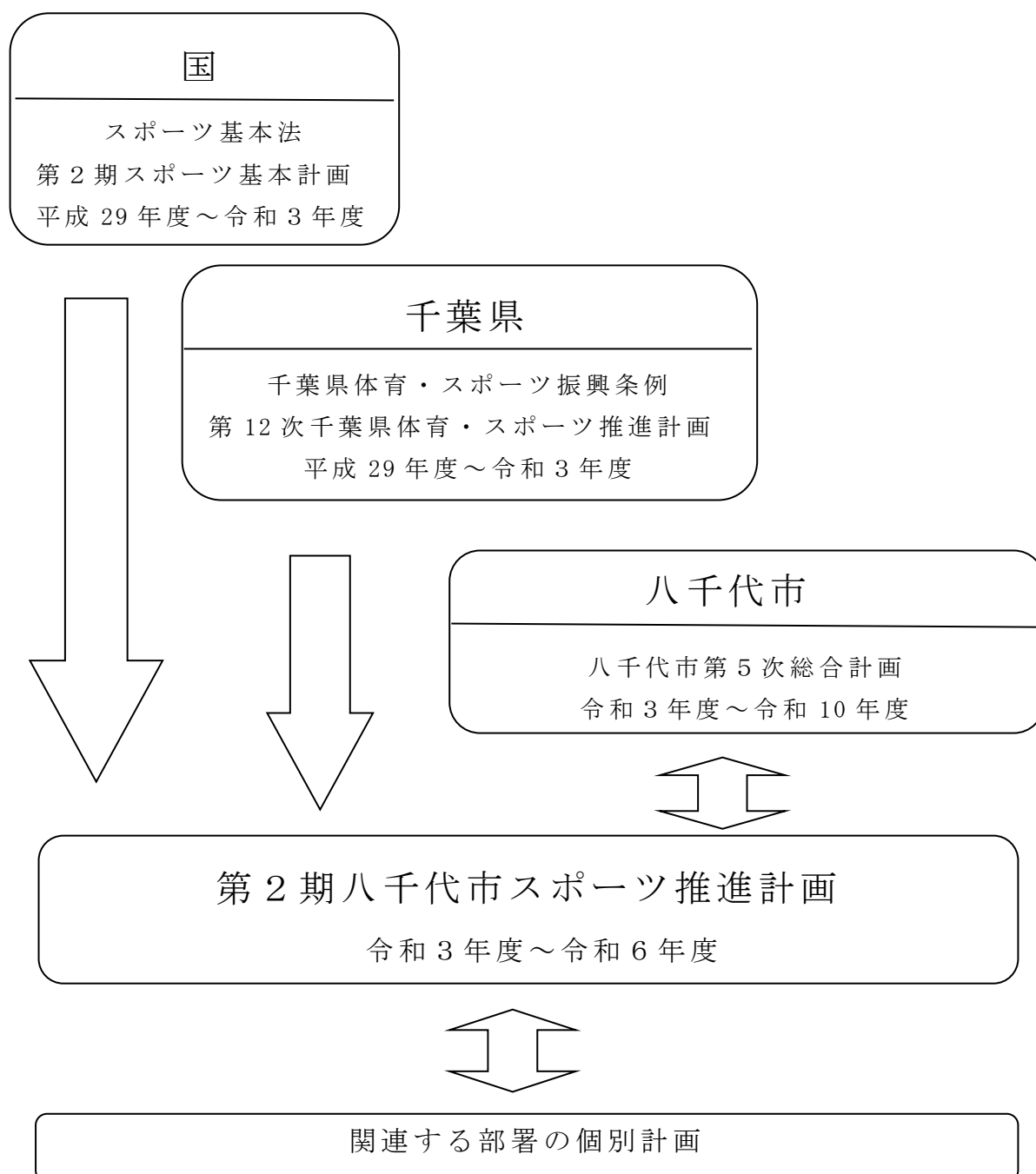
※ スポーツ：運動競技，レクリエーションその他の身体運動であって，健康の保持増進，体力の向上，心身の健全な発達を図るためのものをいう。「レクリエーションその他の身体活動」には，レクリエーション目的で行うハイキング，キャンプ活動等の野外活動，健康目的で行うジョギングやウォーキング，体操など，幅広い概念を含んだものである。本計画では，「体育」を区別している場合を除き，「体育」もスポーツに含むものとして取り扱う。

第 2 節 計画の位置付け

本計画は、「スポーツ基本法」第 10 条第 1 項に規定される「地方スポーツ推進計画」として策定するものです。

策定に当たっては、国の「第 2 期スポーツ基本計画」、県の「第 12 次千葉県・体育スポーツ推進計画」を参酌するとともに、「八千代市第 5 次総合計画」等、市の関連計画との整合性を図ります。

【スポーツ推進計画の位置付け】



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とし、必要に応じて期間内に見直しを行い実効性を高めます。

第4節 スポーツ環境をめぐる現状と課題

令和2年2月に行ったスポーツに関する市民アンケートでは、「週1回以上のスポーツ実施率」が36.6%となり、国が実施した世論調査の結果（53.6%）並びに県が実施したアンケート結果（46.5%）と比較すると低い状況であることが分かりました。

その反面、「スポーツをほとんど（またはまったく）やらない」と回答した人でも、「機会があれば行いたい」と「今後行う」との回答が合わせて7割に達することから、今後、誰もが気軽にできるスポーツ活動の場と機会の充実を推進していく必要があります。

また、生涯に渡ってスポーツに親しむには、自らが体を動かして楽しむ「するスポーツ」だけではなく、スポーツを観戦して楽しむ「みるスポーツ」、スポーツイベント等にボランティアとして参加して楽しむ「ささえるスポーツ」といった観点からのスポーツ活動を促進することが必要です。

そのためには、スポーツ施設の整備や有効活用を進めるとともに、スポーツ指導者、スポーツ関係団体の育成をはじめ、様々な市民ニーズに応じたスポーツの普及など、スポーツ活動の体制づくりや環境づくりを進めることが重要です。



第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

八千代市第5次総合計画では、「誇りと愛着」「共生と自立」「安心と安全」を基本理念とし、まちづくりの基本目標となる将来都市像を『人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ』と定めています。

本計画は、八千代市第5次総合計画の柱の一つである、「豊かな心と文化を育むまちづくり」を目指し、これからの本市におけるスポーツのあるべき姿を示し、快適な生活環境とするための指針とするものです。

スポーツは、体を動かすという人間の欲求に応えるだけではなく、心身の両面に渡って良い影響を与えます。また、スポーツを通じた地域コミュニティの再生、スポーツ団体やスポーツイベントを通じた人材育成や交流など、スポーツの果たす役割は大きく、人生をより豊かにし、充実したものとする上で必要不可欠なものとなっています。このため、市民が生涯に渡ってスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めることは、極めて重要な意義を有しています。

このことから、子どもから大人、高齢者や障害のある人まで、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じて、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かちあい、生涯に渡って心身共に健康で豊かな生活の実現を目指すとともに、スポーツを通して人と人との繋がりを強め、地域コミュニティの活性化を図るため、「市民の誰もが健康で活力に満ちたスポーツのまちづくり」を本計画の基本理念といたします。

基本理念

市民の誰もが健康で活力に満ちた
スポーツのまちづくり

第3章 計画の具体的な取組み

第1節 スポーツ活動の推進

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

《現状と課題》

スポーツがもたらす効果には、体力や競技力の向上に加え、生活習慣病予防やストレスの発散といった、心身両面に渡る健康の保持増進などがあります。

また、スポーツを通じて家族や仲間と交流を深めるとともに、共通の目標に向かって努力することで、達成感や連帯感が生まれるなど、地域社会を醸造する社会的な効果をもたらすことにつながります。現在、本市では週1回以上のスポーツ実施率が国や県の平均と比べて低い状態にあります。一方、スポーツを行う機会を求める市民も少なくありません。

子どもから大人、高齢者や障害のある人まで、それぞれのライフステージやライフスタイルによって多様化する市民ニーズに対応し、気軽にスポーツに親しめるような環境を整備することで、スポーツ活動の機会を増やすとともに、スポーツ活動に対する正しい知識・理解を深め、スポーツを日常化するための取り組みが必要です。

《今後の取り組み》

- 市民の多様なニーズを捉え、スポーツを始めるきっかけ作りに努めることで、「するスポーツ」を推進します。
- 年齢や趣向など、様々な方を対象としたスポーツイベントやスポーツ教室を実施します。
- 初心者から上級者まで、目的に応じたスポーツ活動を支援します。
- 誰もが手軽にできる「健康体操」を推進します。

《主な施策事業》

- 市民アンケートの実施など、市民ニーズに関する情報収集
- ニュースポーツ[※]の普及を目的とした教室の開催 等

※ ニュースポーツ：技術やルールが比較的簡単で、体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として考案された比較的新しいスポーツ種目の総称。（例：フロアカーリング、ペタンク等）

2. 障害のある人のスポーツ活動の推進

《現状と課題》

障害のある人にとってのスポーツ活動は、障害の程度に応じた健康維持増進のほか、自立と社会参加を促進するという役割があります。

パラスポーツへの関心が高まる現在、障害のある人と健常者が協力し、理解し合うことが、障害のある人のスポーツ活動を推進する上で必要です。今後は障害のある人のニーズを把握するとともに、積極的にスポーツ活動に関わることができるよう、障害者スポーツの普及やスポーツ施設のバリアフリー化の検討・促進を行い、障害のある人とない人が共にスポーツを楽しむ環境を整備することが必要です。

《今後の取り組み》

- 障害の種類や程度に応じてスポーツを楽しむことができるよう、関係団体と協力しながらスポーツ活動のきっかけづくりや環境づくりに努めます。
- 障害のある人とない人が共に参加できるスポーツ大会の普及に努めます。

《主な施策事業》

- 市民団体等へのボッチャ[※]用具の貸し出し
- ニューリバーロードレース in 八千代 障害者レースの開催 等



※ ボッチャ：ヨーロッパで生まれた、重度脳性麻痺者または同程度の四肢重度障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピック正式種目。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに赤、青のそれぞれのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。

3. スポーツ大会の開催

《現状と課題》

現在、市や教育委員会が主催するスポーツ教室やスポーツ大会のほか、市民体育大会や市民レクリエーション大会、また、大規模なスポーツ大会として、市内外から4,000人以上が参加するニューリバーロードレース in 八千代[※]や、海外からのチームも参加するコミュニティワールドカップサッカーin 八千代[※]等、多くのスポーツ大会が開催されており、たくさんの市民が参加しています。

このように、スポーツ大会が数多く開催されている一方、参加者が一部の市民に固定化されていたり、地域住民の継続的なスポーツ活動に結び付いていないなどの課題もあります。

《今後の取り組み》

- 幅広い層の市民が参加できる、市民体育大会や市民レクリエーション大会、スポーツイベント等を開催します。
- 市内外の選手が参加することでスポーツによる地域交流や国際交流を図るとともに、広く本市の魅力を発信できるスポーツ大会やスポーツイベントを開催します。
- 様々なスポーツ大会やスポーツイベントに「ささえるスポーツ」として参加できるスポーツボランティアの周知に努め、市民が気軽に活躍できる場の提供に努めます。

《主な施策事業》

- 市民体育大会や市民レクリエーション大会等の開催
- ニューリバーロードレース in 八千代やコミュニティワールドカップサッカーin 八千代等の開催 等

※ ニューリバーロードレース in 八千代：市内のマラソン愛好者等による実行委員会で大会の企画・運営がされている毎年12月に行われるマラソン大会。平成10年に第1回大会を実施。八千代市の中央を流れる「新川」を中心としたコース設定になっており、住宅街を抜けた後、田園風景となり、後半は川沿いの遊歩道を走る、景色の変化にとんだランニングが楽しめる。

※ コミュニティワールドカップサッカーin 八千代：外国から招聘したチームと、市内を含む国内各地からの参加チームによる中学生のサッカー大会。平成3年度の第1回大会から毎年白熱した試合が展開されている。試合を通しての技術向上だけでなく、各地域との交流促進や、海外選手のホームステイによって家族ぐるみの交流の場を作り、市民の国際理解を高めることも目的としている。

4. 競技力の向上

《現状と課題》

近年、八千代市を代表して出場する県民体育大会や全国高等学校総合体育大会において優秀な成績を収める選手やチームが多く輩出されております。このことは、地域への誇りと連帯感を育み、市民相互の交流の活性化にも繋がります。

今後は、競技力の向上を図るために、八千代市スポーツ協会[※]やスポーツ関係団体等との連携を深め、国民体育大会や県民体育大会に参加する選手の育成や支援を行うとともに、全国大会等に出場する選手を補助する体制の充実を図るなど、選手をバックアップする体制の拡充が求められます。

《今後の取り組み》

- 競技力の向上や競技スポーツ人口の裾野の拡大を目指し、市民体育大会の開催や県民体育大会に参加する選手の育成・支援に努めます。
- 多くの市民が身近な場所でトップレベルの競技や試合を観戦する機会の提供に努め、「みるスポーツ」を推進します。
- 全国大会に出場する選手を支援する補助制度の充実に努めます。
- 全国大会や国際大会等で優秀な成績を収めた市民等を表彰し、その功績をたたえます。

《主な施策事業》

- 市民体育大会の開催及び県民体育大会の参加者支援
- 各種トップアスリートによる競技大会等の開催支援
- 全国高等学校総合体育大会等出場補助金の拡充 等



※ 八千代市スポーツ協会：令和3年4月1日より、八千代市体育協会の名称が、「八千代市スポーツ協会」へ変更となりました。

第2節 スポーツ環境の整備

1. スポーツ指導者の養成

《現状と課題》

本市では、地域のスポーツ指導者[※]の養成のため、八千代市スポーツ協会と共催でスポーツ指導員養成講習会を開催しています。また、スポーツ指導者の資質向上を図るため、スポーツ関係団体に対し、講習会や研修会の情報提供を行っています。

しかし、市民の健康意識の高まりや学校の部活動との連携[※]などの多様化する市民ニーズに対し、スポーツ指導者が十分に対応しているとは言えない状況です。今後の更なるスポーツ活動の推進や普及を考えた場合、様々なスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を持ったスポーツ指導者の育成や、効果的に活用できるシステムの構築が重要となります。

《今後の取り組み》

- スポーツ指導者の資質向上や育成に向けて、指導者向け講習会を開催します。
- 国・県が開催するスポーツ指導者研修会等への積極的な参加を促します。

《主な施策事業》

- スポーツ指導員養成講習会の開催支援
- スポーツ関係団体に対する研修会等の情報提供 等



※ スポーツ指導者：八千代市スポーツ協会等スポーツ団体加盟の指導者

※ 学校の部活動との連携：文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の一環として、令和5年度以降、中学校における休日の部活動の段階的な地域移行が予定されており、今後は、地域のスポーツ指導者等を活用していく動きがあるため。

2. スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実

《現状と課題》

スポーツ推進委員〔※〕は、年に30回以上の講座を行うなど、高齢者へのスポーツ指導や体力維持活動、ニュースポーツの普及等、市民がスポーツに親しむ環境づくりに努めるほか、市民と行政との調整役としての重要な役割を担っています。

今後はさらに多様化する市民ニーズに対応するため、各種研修会や講習会への参加など、スポーツ推進委員の資質向上が求められます。また、スポーツ推進委員の活動を広報することで、地域のスポーツ活動の活発化につなげる必要があります。

《今後の取り組み》

- 地域住民が主体的にスポーツを行えるよう、スポーツ推進委員の活動を支援します。
- 多様化する市民ニーズに応じた指導ができるよう、県等が主催する講習会への積極的な参加を促すなど、スポーツ推進委員の資質向上を図ります。
- スポーツ推進委員の活用等について周知に努め、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を提供します。

《主な施策事業》

- スポーツ推進委員による講座の開催
- 県や自治体が開催する各種講習会等の情報提供 等



※ スポーツ推進委員：市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項）者のこと。

3. 関係団体との連携

《現状と課題》

スポーツの推進に向けて、地域住民やスポーツ関係団体及び行政が連携を図るとともに、それぞれが主体的なスポーツ推進の担い手となって取り組む必要があります。

本市におけるスポーツ推進の担い手となる八千代市スポーツ協会では、競技スポーツの推進と競技力の向上を目指し、市民体育大会の開催やスポーツ指導者の養成、県民体育大会への選手派遣などを行っています。また、八千代市レクリエーション協会では、日常的に継続できるレクリエーション活動を通じて、市民の心身の健康への一助としてのレクリエーションの普及活動を展開しており、市民の楽しみや生きがいの機会を提供しています。スポーツ推進委員においては、ニュースポーツの普及活動等を推進し、地域スポーツの推進者として、各地域で活躍しています。しかし、これらの団体の活動が市民に浸透していない現状があります。

今後、多様化する市民ニーズに対応するため、様々なスポーツ関係団体とより一層連携する必要があります。

《今後の取り組み》

- 市民のスポーツ活動を推進するため、八千代市スポーツ協会や八千代市レクリエーション協会を始めとしたスポーツ関係団体との連携を図るとともに、スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及に努めます。
- 関係する行政関係部署と連携を図ることで、市民サービスの向上に努めます。
- 各小中学校と連携し、児童生徒が各種スポーツ大会に関わる機会の創出に努めます。

《主な施策事業》

- 八千代市スポーツ協会、八千代市レクリエーション協会等との連携
- 健康づくり課や障害者支援課等、関係行政部署・機関との連携 等

4. 総合型地域スポーツクラブの活動支援

《現状と課題》

総合型地域スポーツクラブ〔※〕は、市民の誰もが体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができるスポーツクラブです。本市では、スポーツを通じた地域づくりや市民の健康・体力づくり、競技者の育成などの重要な役割を担う組織として、総合型地域スポーツクラブの設立や育成のための支援を行っておりますが、活動の公益性を周知するため、広報活動を充実させる必要があります。また、運営面においても、活動場所や他のスポーツ関係団体の理解や連携など、環境整備に課題があるため、地域事情も考慮し、関係団体、関係機関との連携や協力体制を整える必要があります。

《今後の取り組み》

- 地域のスポーツ活動を活性化させるため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- 総合型地域スポーツクラブの認知度を高め、加入者の増加や新たなクラブの設立支援につなげます。

《主な施策事業》

- 総合型地域スポーツクラブの活動場所確保等の活動支援
- 総合型地域スポーツクラブの活動に関する市ホームページ等への掲載 等



※ 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる、という特徴を持ち、地域住民により自主的に運営される地域密着型のスポーツクラブをいう。

5. スポーツ情報の収集と提供

《現状と課題》

市民のスポーツへの参加意欲を促進するためには、各種スポーツ大会等で優秀な成績を収めた市民の情報を周知するとともに、市民が幅広いスポーツ情報を容易に入手できる仕組みが求められます。

現在、市ホームページ等を利用して、スポーツ教室やスポーツ大会の開催を始めとした各種スポーツ情報を発信しておりますが、今後はホームページの内容の拡充や、様々な媒体を利用することで、誰もがいつでもスポーツに関する情報を得られるよう、充実した情報の発信に努めます。

また、施設予約システムを利用者にとって身近で使いやすいシステムとすることで、市民が手軽に施設を利用したスポーツ活動を行えるよう努めます。

《今後の取り組み》

- 「広報やちよ」や市ホームページ等の各種メディアを通して、スポーツ教室やスポーツ大会等の情報提供に努めます。
- 各種スポーツ大会等で活躍した市民の情報を収集し、広く市民への周知に努めます。
- スポーツ施設の予約方法の周知に努めるとともに、分かりやすく使い易い施設予約システムの構築を図ります。

《主な施策事業》

- 「広報やちよ」や市ホームページ等の掲載内容の拡充
- 施設予約システムの拡充 等



第3節 スポーツ施設の充実

1. スポーツ施設の管理・運営

《現状と課題》

市民が気軽にスポーツに楽しみ、それぞれのライフステージに応じて積極的にスポーツ活動を行い、健康で活力のある充実した生活を送るには、ハード面の基盤となるスポーツ施設の存在が不可欠です。

現在本市には体育館や野球場・庭球場の他、総合グラウンドやスポーツ広場など、様々なスポーツ施設がありますが、その多くで老朽化が進んでおり、市民がいつでも安全にスポーツ活動に取り組むことができるよう、早急な対策を行うとともに、市民ニーズを踏まえた、誰もが使いやすいスポーツ施設を目指して、施設や設備の整備や充実を推進することが必要です。

また、誰もがスポーツ施設を有効に活用するため、利用者サービスの向上を始めとして、誰もが使いやすいスポーツ施設の運営や、ソフト面の充実も求められています。

《今後の取り組み》

- スポーツ施設の予約方法などの改善や、設備・備品の管理などを行い、市民の誰もが利用しやすいスポーツ施設の運営に努めます。
- 指定管理者の持つ民間の専門的なノウハウを施設の管理・運営に活用し、質の高いサービスを利用者に提供することで、利用満足度や利用者の増加に努めます。
- 老朽化した施設の計画的な整備や改修を進めるとともに、バリアフリー化にも努めます。
- 公園や広場の整備を進めるとともに、未利用地などを活用し、市民が気軽に利用できるスポーツ活動の場の確保に努めます。

《主な施策事業》

- 指定管理者との連携による体育施設の適正な管理
- 建設から40年余が経過した市民体育館や市民球場等の老朽化対策の実施等

2. 学校体育施設の活用

《現状と課題》

本市では、「スポーツ基本法」に基づき、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の学校体育施設（運動場、体育館、柔・剣道場）の開放を行っており、毎年多くの市民が利用してスポーツを楽しむなど、地域のスポーツ活動の場として重要な役割を果たしています。

地域のスポーツ活動を推進していく上では、既存の利用者だけではなく、今まで利用したことのない人にも、気軽にスポーツができる機会を提供していく必要があります。

しかしながら、多くの市民が学校体育施設を利用している反面、利用枠にはほぼ空きが無い状況となっており、限られた施設の中で、より多くの人々がスポーツを楽しめるよう、利用方法の見直しなどの改善が必要です。

《今後の取り組み》

- 学校体育施設を有効に活用するため、利用団体との連携・調整を図ります。
- 利用者の利便性を向上するため、利用方法の改善に努めます。

《主な施策事業》

- 学校体育施設利用者との連携の充実
- 学校体育施設利用者のニーズの収集 等



第4章 計画の目標設定

計画の推進状況を確認するため、「第3章 計画の具体的な取組み」の各節に目標値を設定します。

第1節 スポーツ活動の推進

目標値「週1回以上のスポーツ実施率」

令和2年2月に実施した「次期八千代市スポーツ推進計画策定に関する市民アンケート「問5あなたはスポーツをどの程度行っていますか」の回答では、週1回以上のスポーツをする人の割合が36.6%でした。今後、誰もが気軽にできるスポーツ活動の場と機会の充実に努め、週1回以上スポーツをする人の割合の増加を目指します。

36.6%（令和元年度） ⇒ 50%（令和6年度）

※「第12次千葉県体育・スポーツ推進計画指標」のうち「週1回程度のスポーツ実施率」の年代別目標40～59歳の数値を基に算出

第2節 スポーツ環境の整備

目標値「スポーツ推進委員が開催する講座数」

スポーツ推進委員がニュースポーツ等の普及を目的として、市民に実技指導や助言を行う講座を開催しています。今後、講座内容の充実や活動の周知を図ることにより、開催回数の増加を目指します。

39回（令和元年度） ⇒ 43回（令和6年度）

※令和元年度実績に比べ概ね1割増の数値を基に算出

第3節 スポーツ施設の充実

目標値「体育施設利用者数」

本市には体育館、野球場、庭球場、総合グラウンド等があり、たくさんの市民が利用しています。今後、施設や設備の充実を図り、誰もが気軽に利用できる施設として利用者の増加を目指します。

591,339人（令和元年度） ⇒ 703,000人（令和6年度）

※直近5年の平均値の1割増の数値を基に算出

資 料

次期八千代市スポーツ推進計画策定に関する市民アンケート実施結果

1 調査の概要

八千代市のスポーツ推進に係る具体的な基本計画として平成25年3月に策定した「八千代市スポーツ推進計画」が、令和3年3月に期間満了を迎えることから、今後さらにスポーツの振興を促進するための次期計画の策定基礎資料とするための調査を実施した。

2. 実施時期 令和2年2月4日（火）～令和2年2月29日（土）

3. 調査対象 住民基本台帳から抽出した3,500名

八千代市を7つの地域に区分して、市全体の男女別地域別人口割合をもとに10代（18歳以上）から80代までの男1,718名 女1,782名

4. 調査方法 郵送による

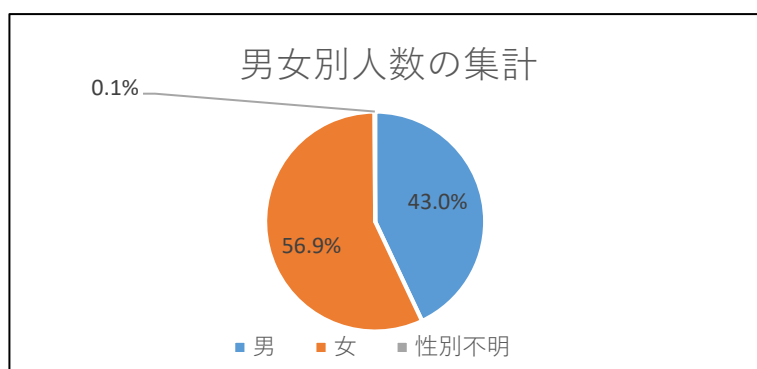
5. 回収結果

標本数	有効回収数	有効回収率
3,500	1,212	34.6%

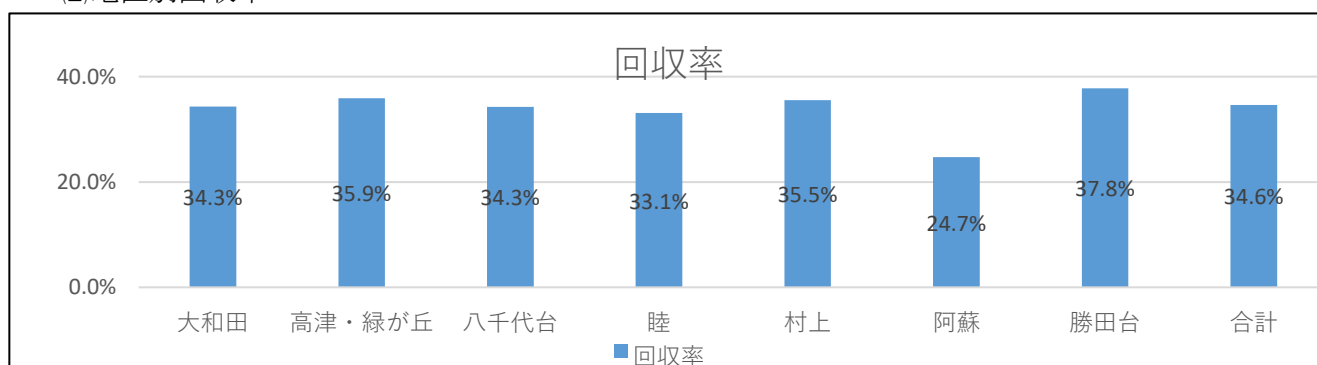
返送されたアンケートは、1213通であったが、白紙回答があったため1部差し引いた。

(1)男女別回収結果

男	521
女	690
性別不明	1
合計	1,212

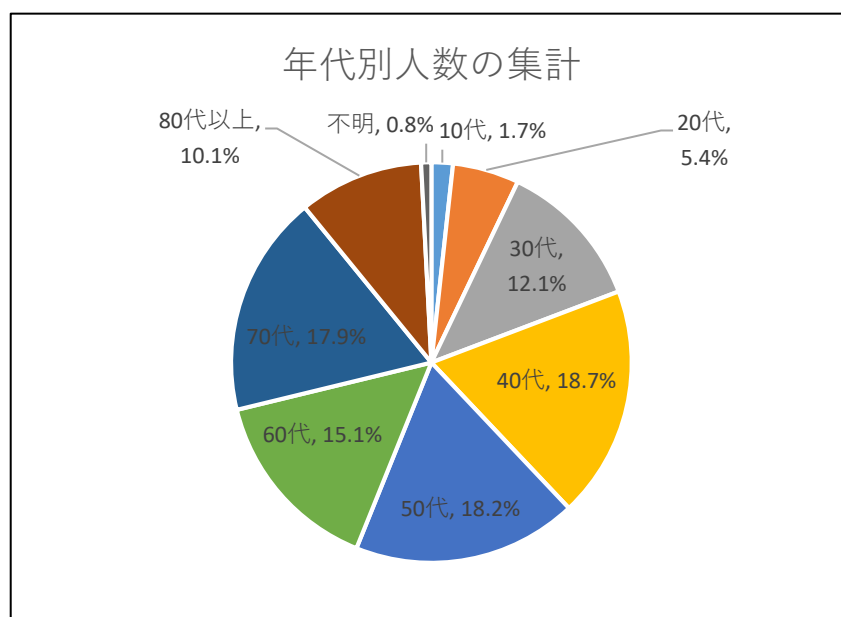
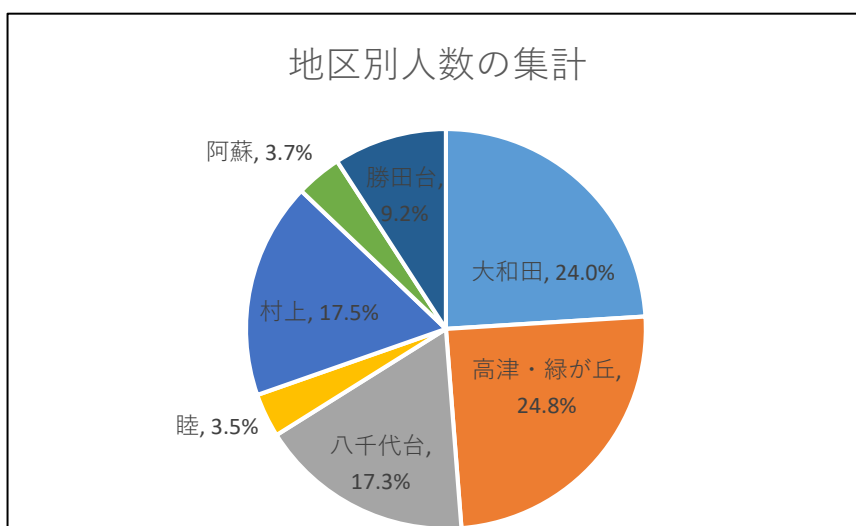


(2)地区別回収率



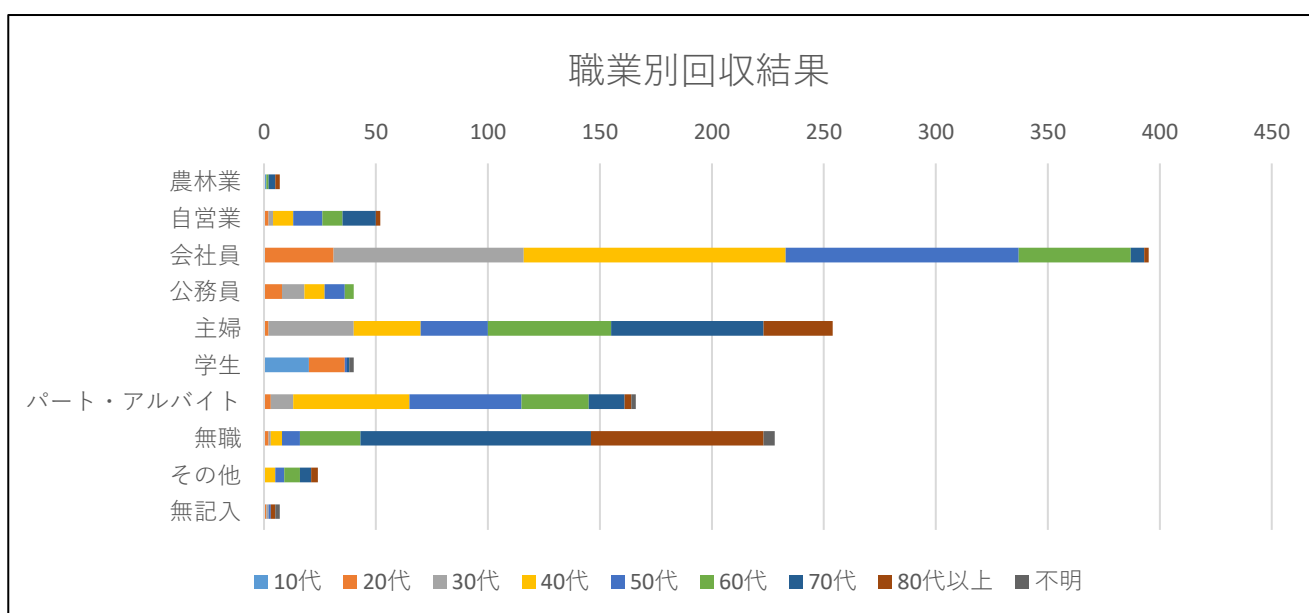
(3)地区別年代別回収結果

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明	回答者数
大和田	7	16	30	63	75	38	44	17	1	291
高津・緑が丘	3	17	47	55	54	47	54	22	1	300
八千代台	3	7	24	35	31	33	45	29	3	210
睦	0	4	5	8	8	8	4	5	1	43
村上	4	11	22	48	28	38	42	15	4	212
阿蘇	2	2	5	6	4	8	10	8	0	45
勝田台	2	8	14	12	20	11	18	26	0	111
合計	21	65	147	227	220	183	217	122	10	1212



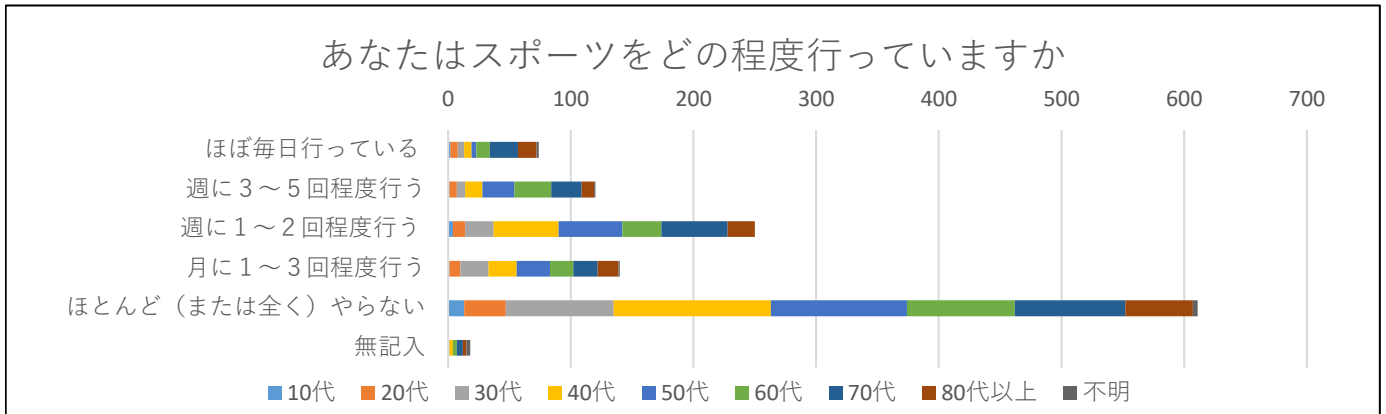
(4)職業別年齢別回収結果

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	農林業	7	0.6%	1	0	0	0	0	1	3	2	0
2	自営業	52	4.3%	0	2	2	9	13	9	15	2	0
3	会社員	395	32.6%	0	31	85	117	104	50	6	2	0
4	公務員	40	3.3%	0	8	10	9	9	4	0	0	0
5	主婦	254	21.0%	0	2	38	30	30	55	68	31	0
6	学生	40	3.3%	20	16	0	0	1	0	1	0	2
7	パート・アルバイト	166	13.7%	0	3	10	52	50	30	16	3	2
8	無職	228	18.8%	0	2	1	5	8	27	103	77	5
9	その他	24	2.0%	0	0	0	5	4	7	5	3	0
10	無記入	6	0.5%	0	1	1	0	1	0	0	2	2



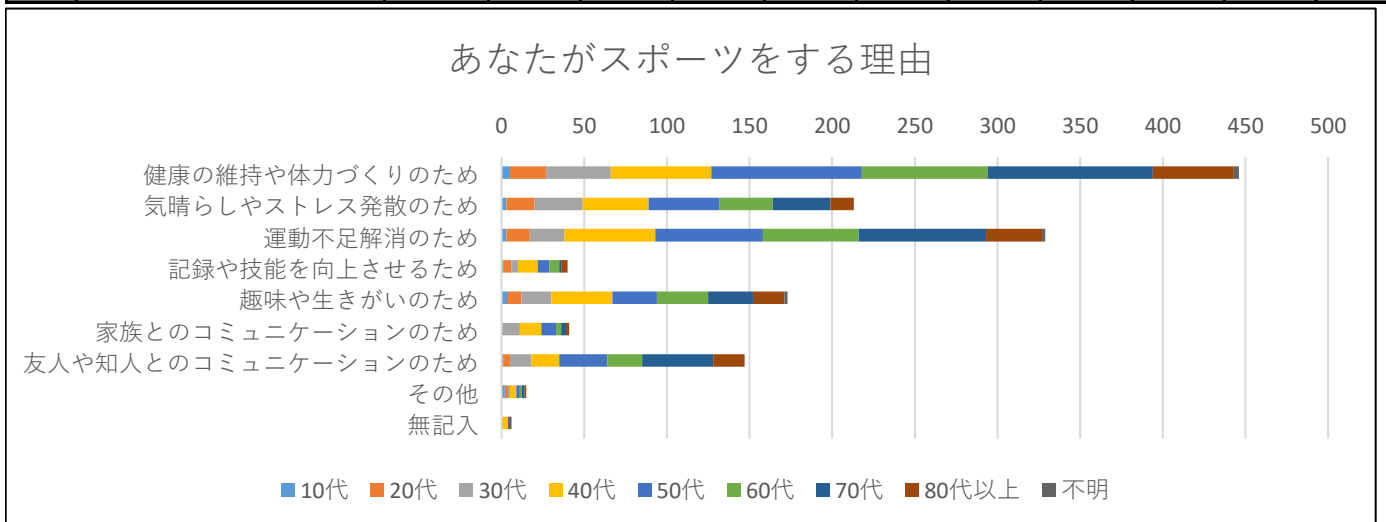
問5 あなたはスポーツをどの程度行っていますか。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	ほぼ毎日行っている	74	6.1%	2	6	5	6	4	11	23	15	2
2	週に3～5回程度行う	120	9.9%	1	6	7	14	26	30	25	10	1
3	週に1～2回程度行う	250	20.6%	4	10	23	53	52	32	54	22	0
4	月に1～3回程度行う	140	11.6%	1	9	23	23	27	19	20	17	1
5	ほとんど（または全く）やらない	611	50.4%	13	34	88	128	111	88	90	55	4
6	無記入	17	1.4%	0	0	1	3	0	3	5	3	3



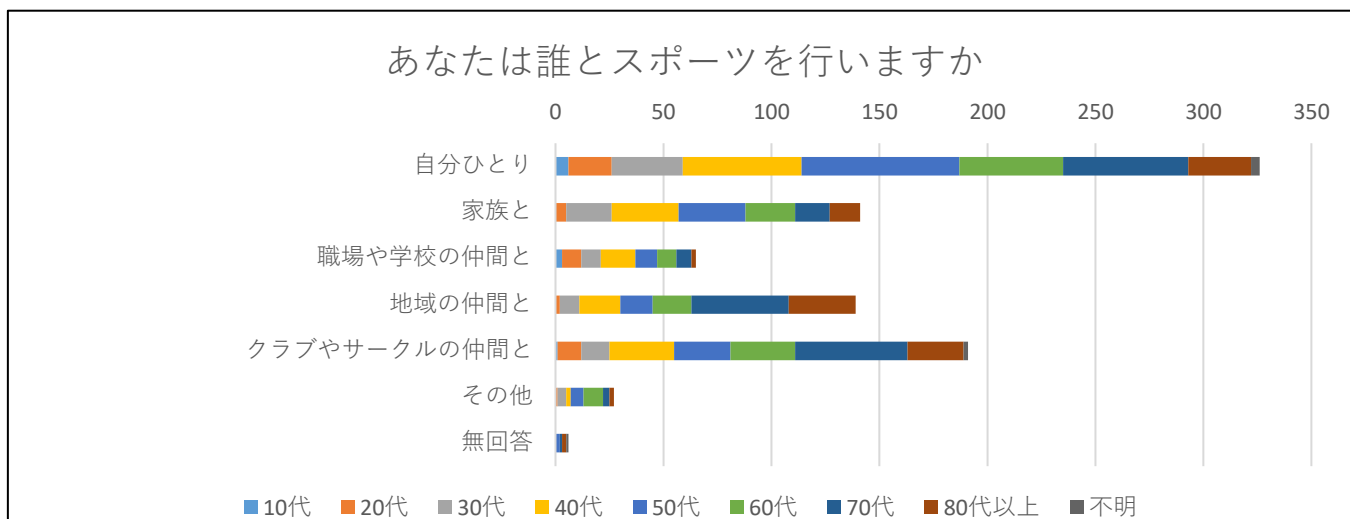
問6 あなたがスポーツをする理由を教えてください。（3つまで）

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	健康の維持や体力づくりのため	446	31.6%	5	22	39	61	91	76	100	49	3
2	気晴らしやストレス発散のため	213	15.1%	3	17	29	40	43	32	35	14	0
3	運動不足解消のため	329	23.3%	3	14	21	55	65	58	77	34	2
4	記録や技能を向上させるため	40	2.8%	1	5	4	12	7	6	1	4	0
5	趣味や生きがいのため	173	12.3%	4	8	18	37	27	31	27	19	2
6	家族とのコミュニケーションのため	41	2.9%	0	0	11	13	9	3	3	2	0
7	友人や知人とのコミュニケーションのため	147	10.4%	1	4	13	17	29	21	43	19	0
8	その他	15	1.1%	2	2	1	4	2	1	2	1	0
9	無記入	6	0.4%	0	0	0	4	0	0	0	0	2



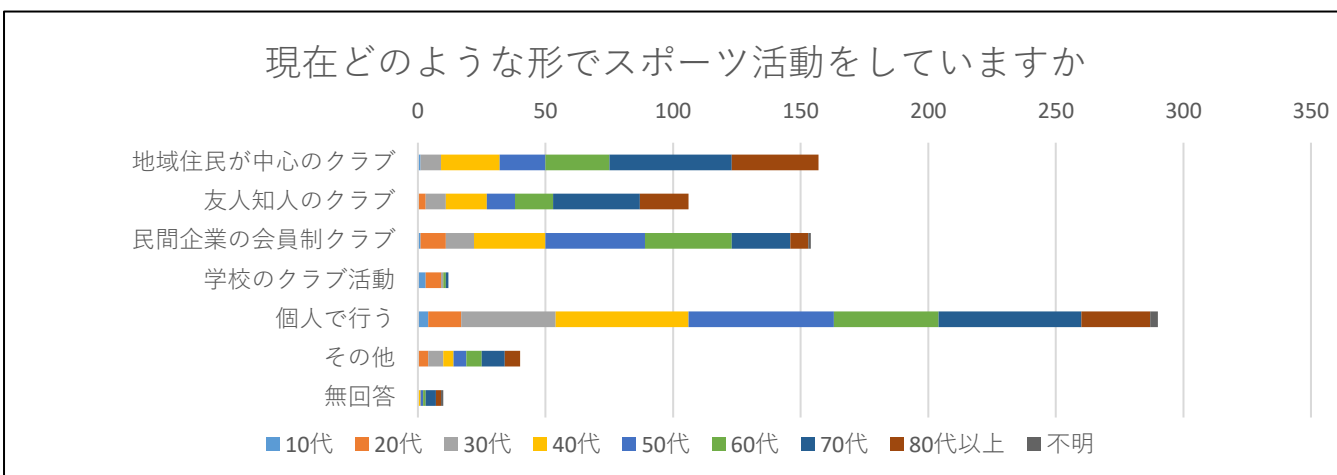
問7 あなたは誰とスポーツを行いますか。(3つまで)

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	自分ひとり	326	36.4%	6	20	33	55	73	48	58	29	4
2	家族と	141	15.8%	0	5	21	31	31	23	16	14	0
3	職場や学校の仲間と	65	7.3%	3	9	9	16	10	9	7	2	0
4	地域の仲間と	139	15.5%	0	2	9	19	15	18	45	31	0
5	クラブやサークルの仲間と	191	21.3%	1	11	13	30	26	30	52	26	2
6	その他	27	3.0%	0	1	4	2	6	9	3	2	0
7	無回答	6	0.7%	0	0	0	0	2	0	1	2	1



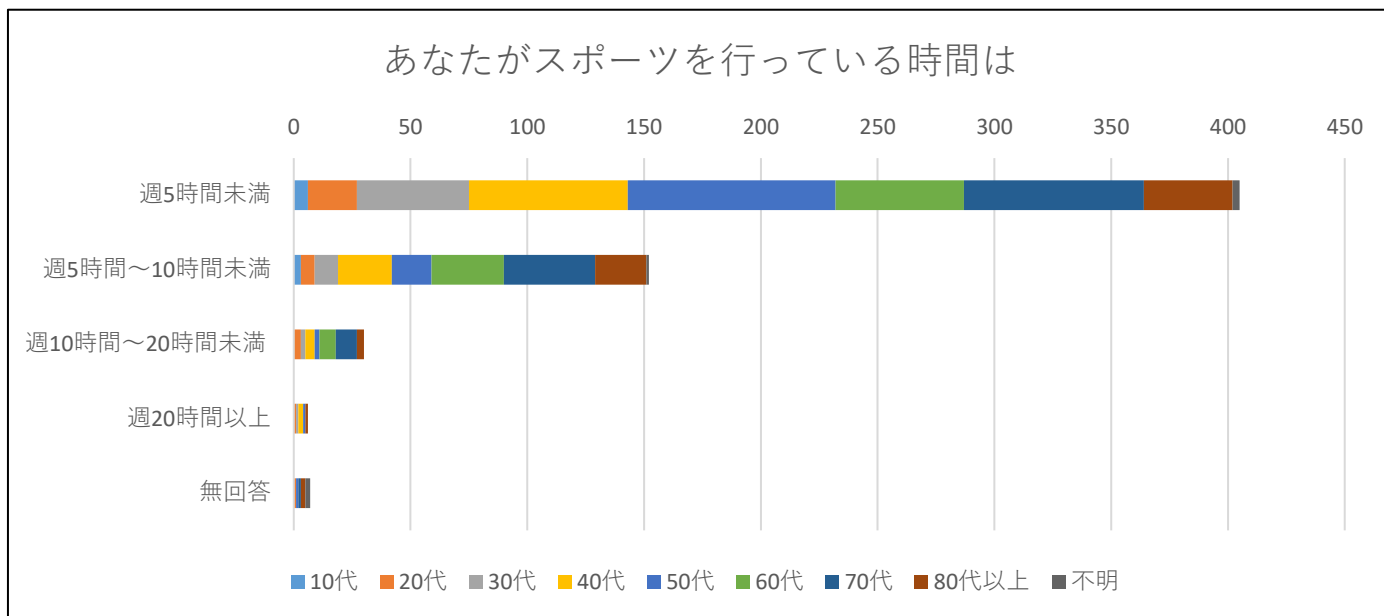
問8 現在どのような形でスポーツ活動をしていますか。(3つまで)

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	地域住民が中心のクラブ	157	20.4%	1	0	8	23	18	25	48	34	0
2	友人知人のクラブ	106	13.8%	0	3	8	16	11	15	34	19	0
3	民間企業の会員制クラブ	154	20.0%	1	10	11	28	39	34	23	7	1
4	学校のクラブ活動	12	1.6%	3	6	1	0	0	1	1	0	0
5	個人で行う	290	37.7%	4	13	37	52	57	41	56	27	3
6	その他	40	5.2%	0	4	6	4	5	6	9	6	0
7	無回答	10	1.3%	0	0	0	1	1	1	4	2	1



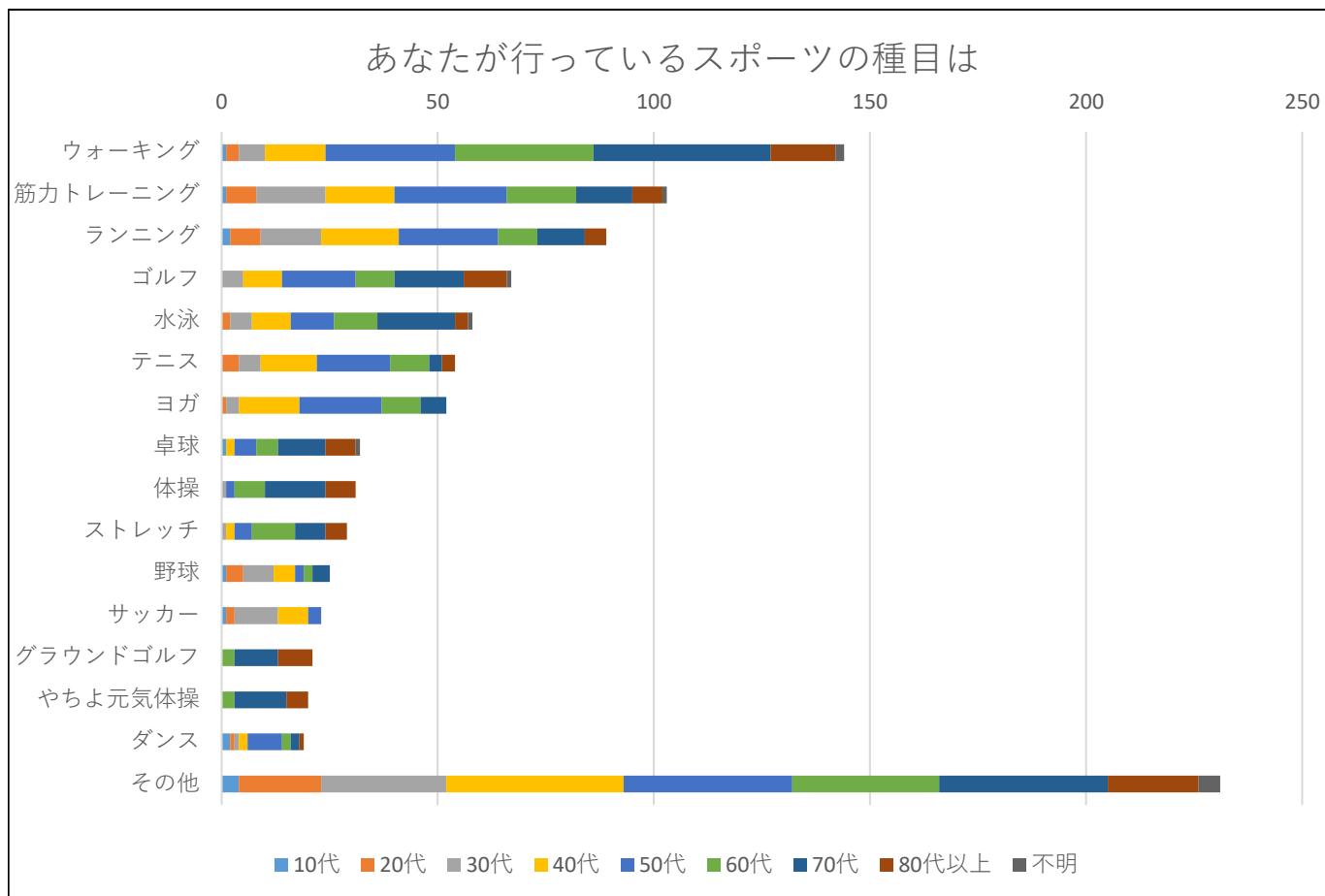
問9 あなたがスポーツを行っている時間は。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	週5時間未満	405	67.5%	6	21	48	68	89	55	77	38	3
2	週5時間～10時間未満	152	25.3%	3	6	10	23	17	31	39	22	1
3	週10時間～20時間未満	30	5.0%	0	3	2	4	2	7	9	3	0
4	週20時間以上	6	1.0%	0	1	1	2	1	0	0	1	0
5	無回答	7	1.2%	0	1	0	0	1	0	1	2	2



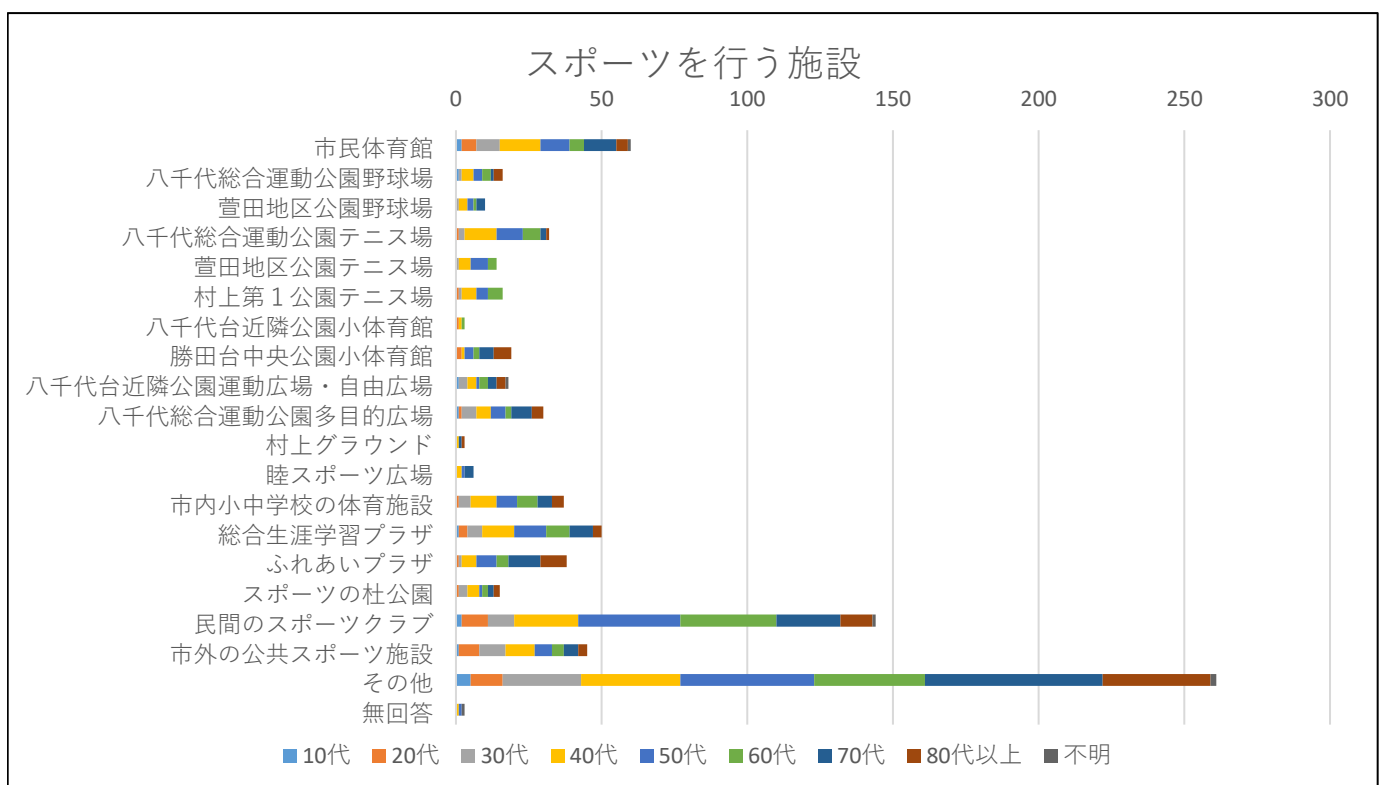
問10 あなたが行っているスポーツの種目を教えてください。(いくつでも)

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	ウォーキング	144	14.4%	1	3	6	14	30	32	41	15	2
2	筋力トレーニング	103	10.3%	1	7	16	16	26	16	13	7	1
3	ランニング	89	8.9%	2	7	14	18	23	9	11	5	0
4	ゴルフ	67	6.7%	0	0	5	9	17	9	16	10	1
5	水泳	58	5.8%	0	2	5	9	10	10	18	3	1
6	テニス	54	5.4%	0	4	5	13	17	9	3	3	0
7	ヨガ	52	5.2%	0	1	3	14	19	9	6	0	0
8	卓球	32	3.2%	1	0	0	2	5	5	11	7	1
9	体操	31	3.1%	0	0	1	0	2	7	14	7	0
10	ストレッチ	29	2.9%	0	0	1	2	4	10	7	5	0
11	野球	25	2.5%	1	4	7	5	2	2	4	0	0
12	サッカー	23	2.3%	1	2	10	7	3	0	0	0	0
13	グラウンドゴルフ	21	2.1%	0	0	0	0	0	3	10	8	0
14	やちよ元気体操	20	2.0%	0	0	0	0	0	3	12	5	0
15	ダンス	19	1.9%	2	1	1	2	8	2	2	1	0
16	その他	231	23.1%	4	19	29	41	39	34	39	21	5



問11 スポーツを行う施設を教えてください。(5つまで)

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	市民体育館	60	7.3%	2	5	8	14	10	5	11	4	1
2	八千代総合運動公園野球場	16	2.0%	1	0	1	4	3	3	1	3	0
3	萱田地区公園野球場	10	1.2%	0	0	1	3	2	1	3	0	0
4	八千代総合運動公園テニスコート	32	3.9%	0	1	2	11	9	6	2	1	0
5	萱田地区公園テニスコート	14	1.7%	0	0	1	4	6	3	0	0	0
6	村上第1公園テニスコート	16	2.0%	0	1	1	5	4	5	0	0	0
7	八千代台近隣公園小体育館	3	0.4%	0	1	0	1	0	1	0	0	0
8	勝田台中央公園小体育館	19	2.3%	0	2	0	1	3	2	5	6	0
9	八千代台近隣公園運動広場・自由広場	18	2.2%	1	0	3	3	1	3	3	3	1
10	八千代総合運動公園多目的広場	30	3.7%	1	1	5	5	5	2	7	4	0
11	村上グラウンド	3	0.4%	0	0	0	1	0	0	1	1	0
12	睦スポーツ広場	6	0.7%	0	0	0	2	1	0	3	0	0
13	市内小中学校の体育施設	37	4.5%	0	1	4	9	7	7	5	4	0
14	総合生涯学習プラザ	50	6.1%	1	3	5	11	11	8	8	3	0
15	ふれあいプラザ	38	4.6%	0	1	1	5	7	4	11	9	0
16	スポーツの杜公園	15	1.8%	0	1	3	4	1	2	2	2	0
17	民間のスポーツクラブ	144	17.6%	2	9	9	22	35	33	22	11	1
18	市外の公共スポーツ施設	45	5.5%	1	7	9	10	6	4	5	3	0
19	その他	261	31.8%	5	11	27	34	46	38	61	37	2
20	無回答	3	0.4%	0	0	0	1	1	0	0	0	1



問12 市内の公共スポーツ施設を利用した際、どのようなことを感じましたか。（自由記述）

施設設備について

トイレを新しくしてほしい。

老朽化を感じる。

スポーツ用具が古い。

市民体育館の雨漏りが気になりました。

スポーツ施設を含めそもそも大きい公園が少ない。駐車場を有料でもいいから作ってほしい。

w i - f i が利用できない点が不便に感じた。

利用方法について

もう少し遅くまで開館してほしい。

予約がなかなかとれない。

申込制も必要だが地域の自由解放DAYがあってもよい。

ひとりでもできる内容のレッスン等があると良い。

利用者か特定の人や団体に偏っている。

スポーツ施設の利用方法の具体的なPRが欲しい。

交通手段について

交通機関が不便で、使用が出来ない。

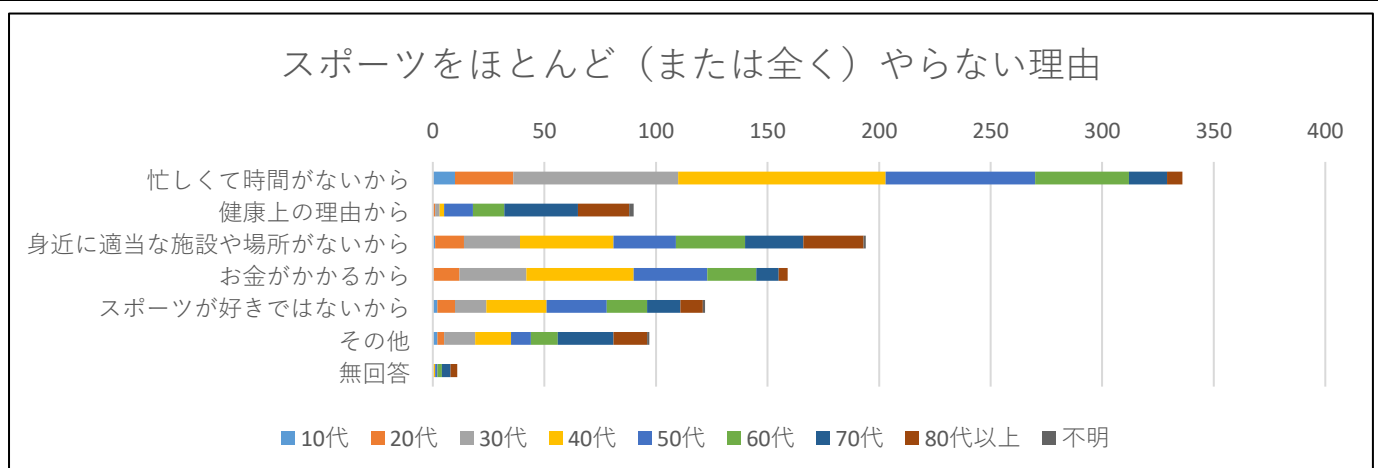
いくつかのスポーツ大会が重なると駐車場がいっぱいになり止められない。

その他

同年代の方々とスポーツが出来コミュニケーションが取れて良いです。

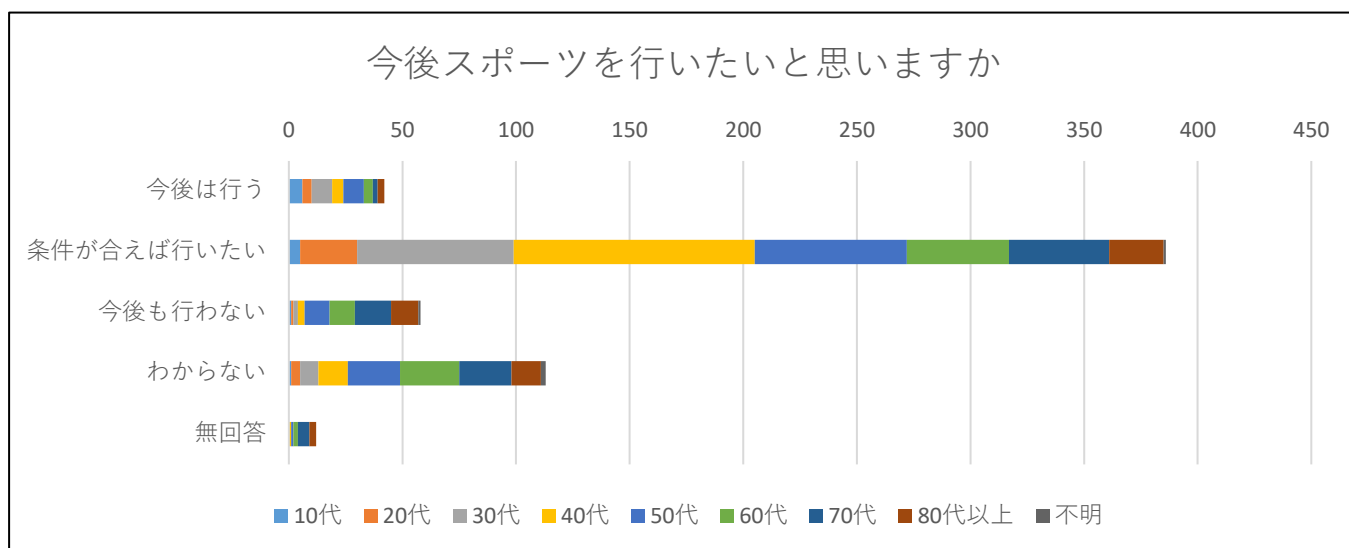
問13 スポーツをほとんど（または全く）やらない理由を教えてください。（3つまで）

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	忙しくて時間がないから	336	33.3%	10	26	74	93	67	42	17	7	0
2	健康上の理由から	90	8.9%	0	1	2	2	13	14	33	23	2
3	身近に適当な施設や場所がないから	194	19.2%	1	13	25	42	28	31	26	27	1
4	お金がかかるから	159	15.8%	0	12	30	48	33	22	10	4	0
5	スポーツが好きではないから	122	12.1%	2	8	14	27	27	18	15	10	1
6	その他	97	9.6%	2	3	14	16	9	12	25	15	1
7	無回答	11	1.1%	0	0	0	1	1	2	4	3	0



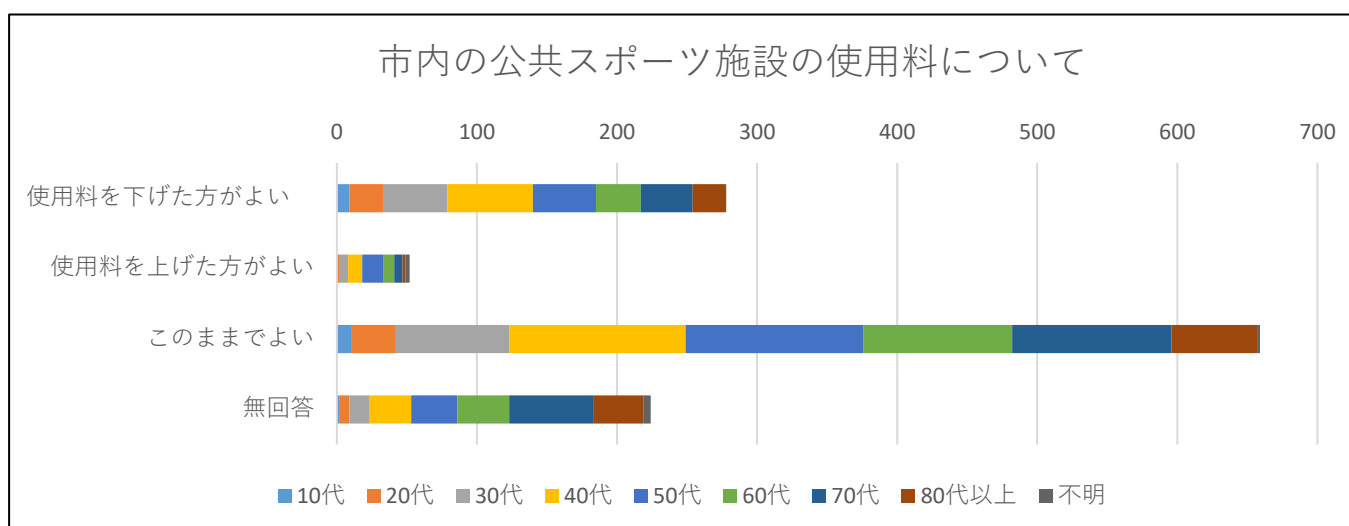
問14 今後スポーツを行いたいと思いますか。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	今後は行う	42	6.9%	6	4	9	5	9	4	2	3	0
2	条件が合えば行いたい	386	63.2%	5	25	69	106	67	45	44	24	1
3	今後も行わない	58	9.5%	1	1	2	3	11	11	16	12	1
4	わからない	113	18.5%	1	4	8	13	23	26	23	13	2
5	無回答	12	2.0%	0	0	0	1	1	2	5	3	0



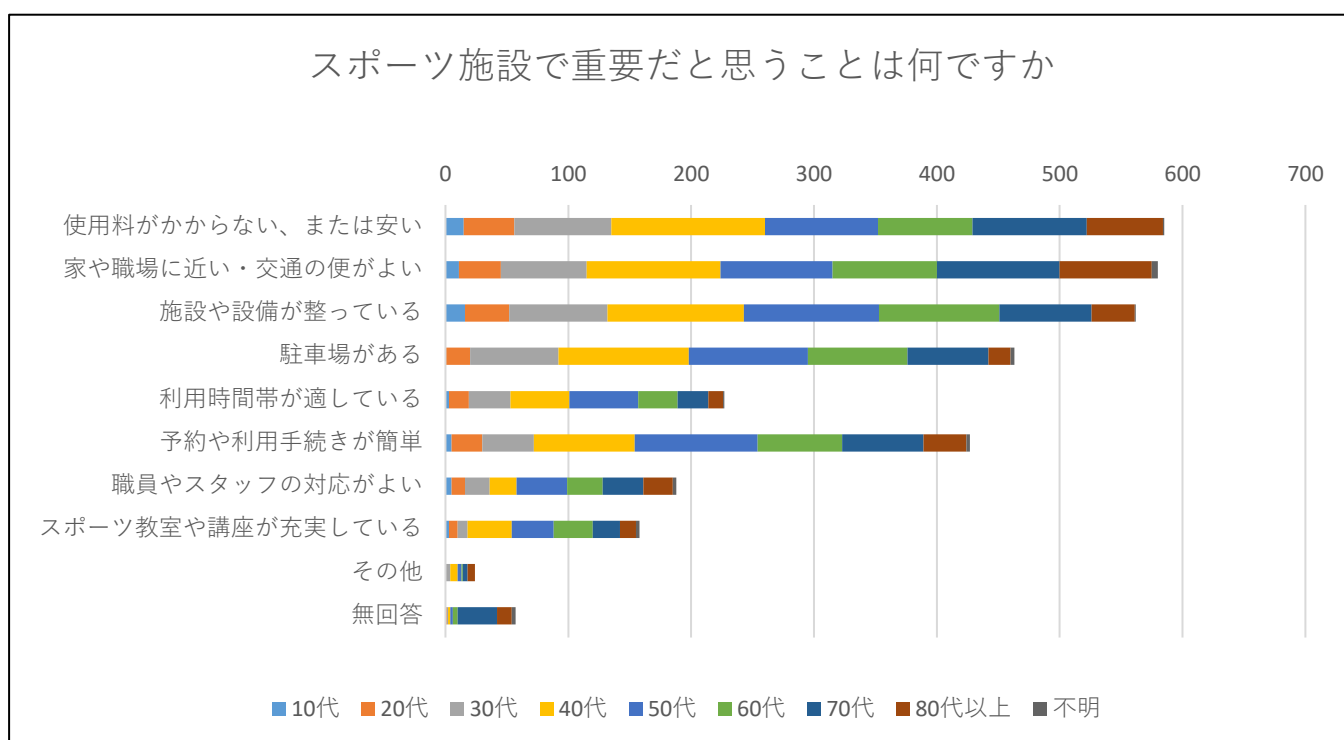
問15 市内の公共スポーツ施設の使用料について、どのように感じていますか。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	使用料を下げた方がよい	278	22.9%	9	24	46	61	45	32	37	23	1
2	使用料を上げた方がよい	52	4.3%	0	2	6	10	15	8	6	2	3
3	このままでよい	659	54.4%	10	32	81	126	127	106	114	61	2
4	無回答	223	18.4%	2	7	14	30	33	37	60	36	5



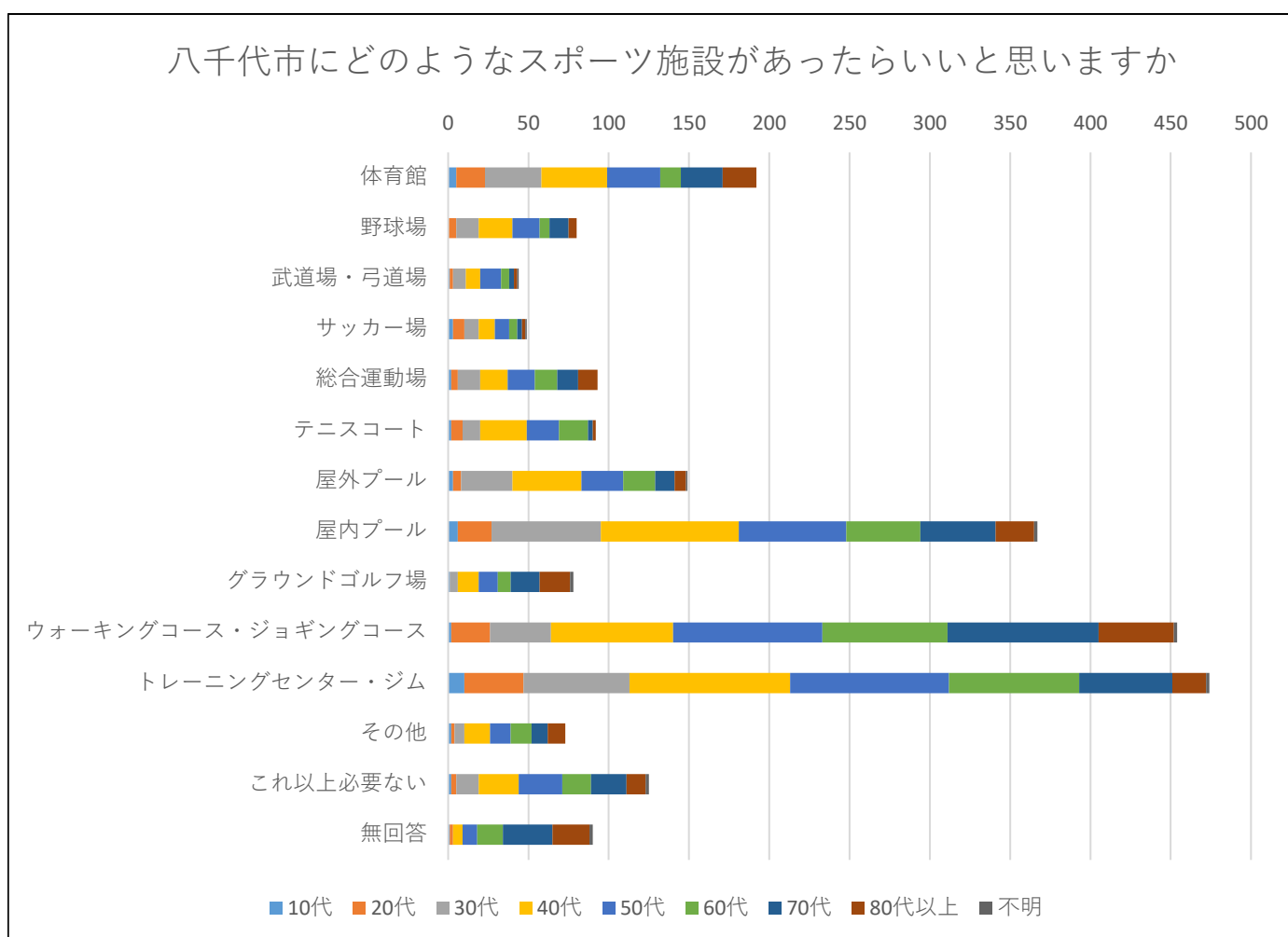
問16 スポーツ施設で重要だと思うことは何ですか。(3つまで)

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	使用料がかからない、または安い	585	17.9%	15	41	79	125	92	77	93	62	1
2	家や職場に近い・交通の便がよい	580	17.7%	11	34	70	109	91	85	100	75	5
3	施設や設備が整っている	566	17.3%	16	36	80	111	110	98	75	35	1
4	駐車場がある	463	14.1%	0	20	72	106	97	81	66	18	3
5	利用時間帯が適している	227	6.9%	3	16	34	48	56	32	25	12	1
6	予約や利用手続きが簡単	427	13.0%	5	25	42	82	100	69	66	35	3
7	職員やスタッフの対応がよい	188	5.7%	5	11	20	22	41	29	33	24	3
8	スポーツ教室や講座が充実している	158	4.8%	3	7	8	36	34	32	22	13	3
9	その他	24	0.7%	0	0	4	6	3	1	4	6	0
10	無回答	56	1.7%	0	1	1	2	2	4	32	12	3



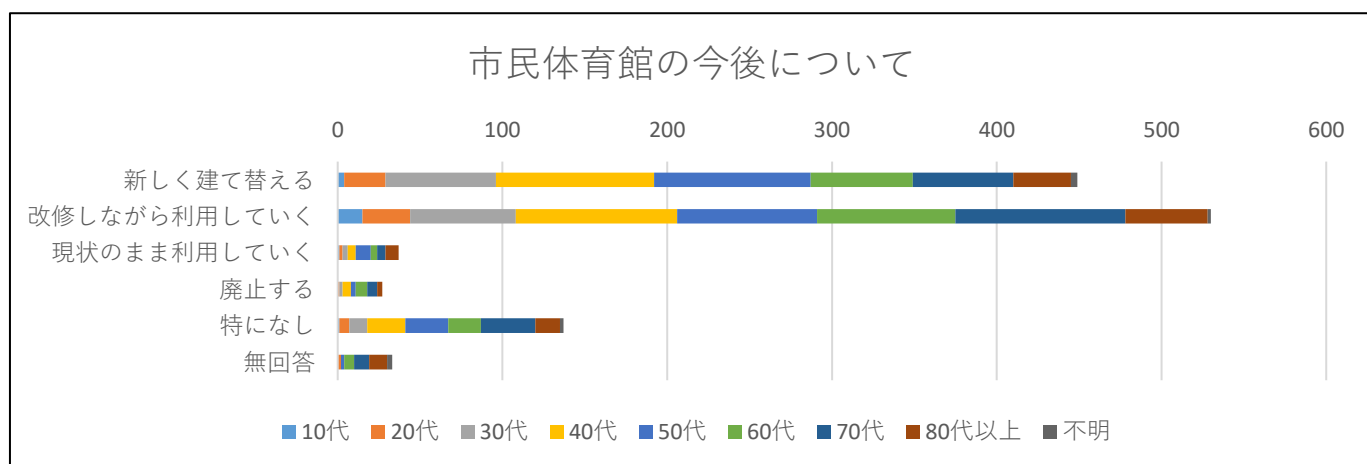
問17 八千代市にどのようなスポーツ施設があったらいいと思いますか（3つまで）

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	体育館	192	8.1%	5	18	35	41	33	13	26	21	0
2	野球場	80	3.4%	0	5	14	21	17	6	12	5	0
3	武道場・弓道場	44	1.9%	1	2	8	9	13	5	3	2	1
4	サッカー場	49	2.1%	3	7	9	10	9	5	3	2	1
5	総合運動場	93	3.9%	2	4	14	17	17	14	13	12	0
6	テニスコート	92	3.9%	2	7	11	29	20	18	3	2	0
7	屋外プール	149	6.3%	3	5	32	43	26	20	12	7	1
8	屋内プール	367	15.5%	6	21	68	86	67	46	47	24	2
9	グラウンドゴルフ場	78	3.3%	1	0	5	13	12	8	18	19	2
10	ウォーキングコース・ジョギングコース	454	19.2%	2	24	38	76	93	78	94	47	2
11	トレーニングセンター・ジム	480	20.3%	10	37	66	100	99	81	58	21	2
12	その他	73	3.1%	2	2	6	16	13	13	10	11	0
13	これ以上必要ない	125	5.3%	2	3	14	25	27	18	22	12	2
14	無回答	89	3.8%	1	2	0	6	9	16	31	23	2



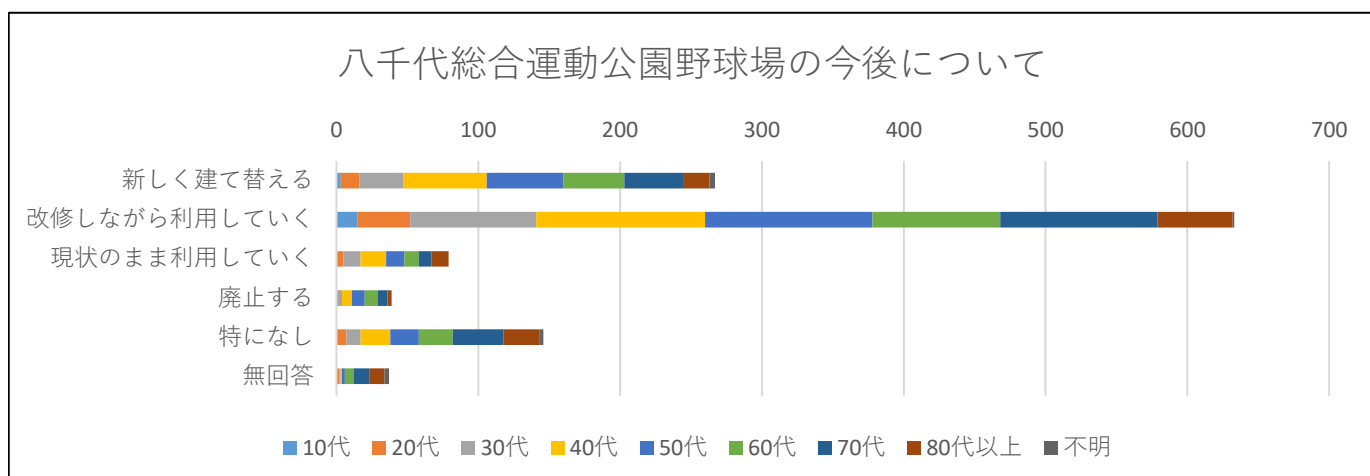
問18 昭和55年に完成し、施設の老朽化が課題となっている市民体育館の今後についてどう思いますか。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	新しく建て替える	449	37.0%	4	25	67	96	95	62	61	35	4
2	改修しながら利用していく	530	43.7%	15	29	64	98	85	84	103	50	2
3	現状のまま利用していく	37	3.1%	1	2	3	5	9	4	5	8	0
4	廃止する	27	2.2%	0	1	2	5	3	7	6	3	0
5	特になし	137	11.3%	1	6	11	23	26	20	33	15	2
6	無回答	32	2.6%	0	2	0	0	2	6	9	11	3



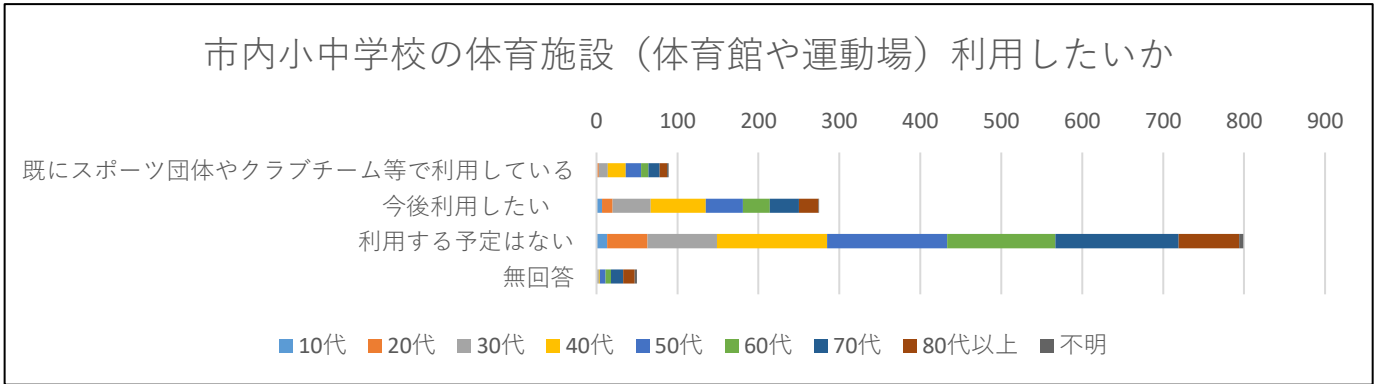
問19 昭和59年に完成し、施設の老朽化が課題となっている八千代総合運動公園野球場の今後についてどう思いますか。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	新しく建て替える	273	22.5%	3	13	31	59	54	43	42	18	4
2	改修しながら利用していく	638	52.6%	15	37	89	119	118	90	111	53	1
3	現状のまま利用していく	80	6.6%	1	4	12	18	13	10	9	12	0
4	廃止する	39	3.2%	0	1	3	7	9	9	7	3	0
5	特になし	146	12.0%	1	6	10	21	20	24	36	25	3
6	無回答	36	3.0%	0	2	1	1	2	6	11	11	3



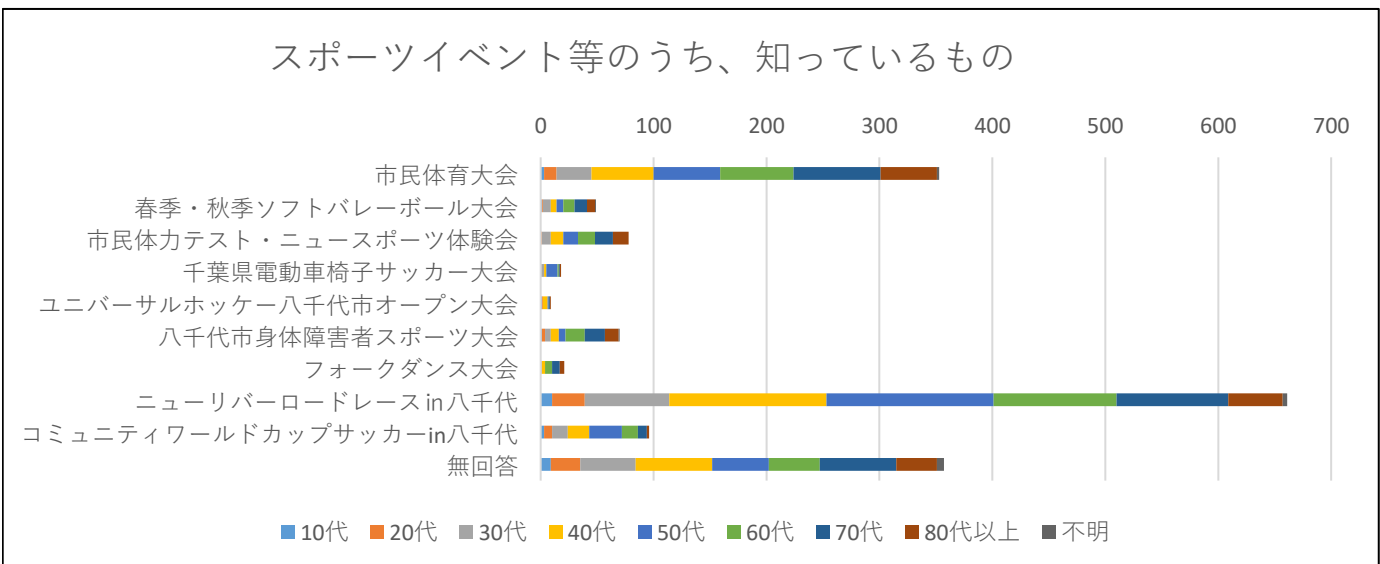
問20 市では、スポーツ団体やクラブチーム等に対して市内小中学校の体育施設（体育館や運動場）の開放事業を行っています。それらの施設を利用したいと思いますか。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	既にスポーツ団体やクラブチーム等で利用している	89	7.3%	1	2	11	22	19	9	14	9	2
2	今後利用したい	275	22.7%	7	13	47	68	46	33	36	24	1
3	利用する予定はない	799	65.9%	13	50	86	136	148	134	152	75	5
4	無回答	49	4.0%	0	0	3	1	7	7	15	14	3



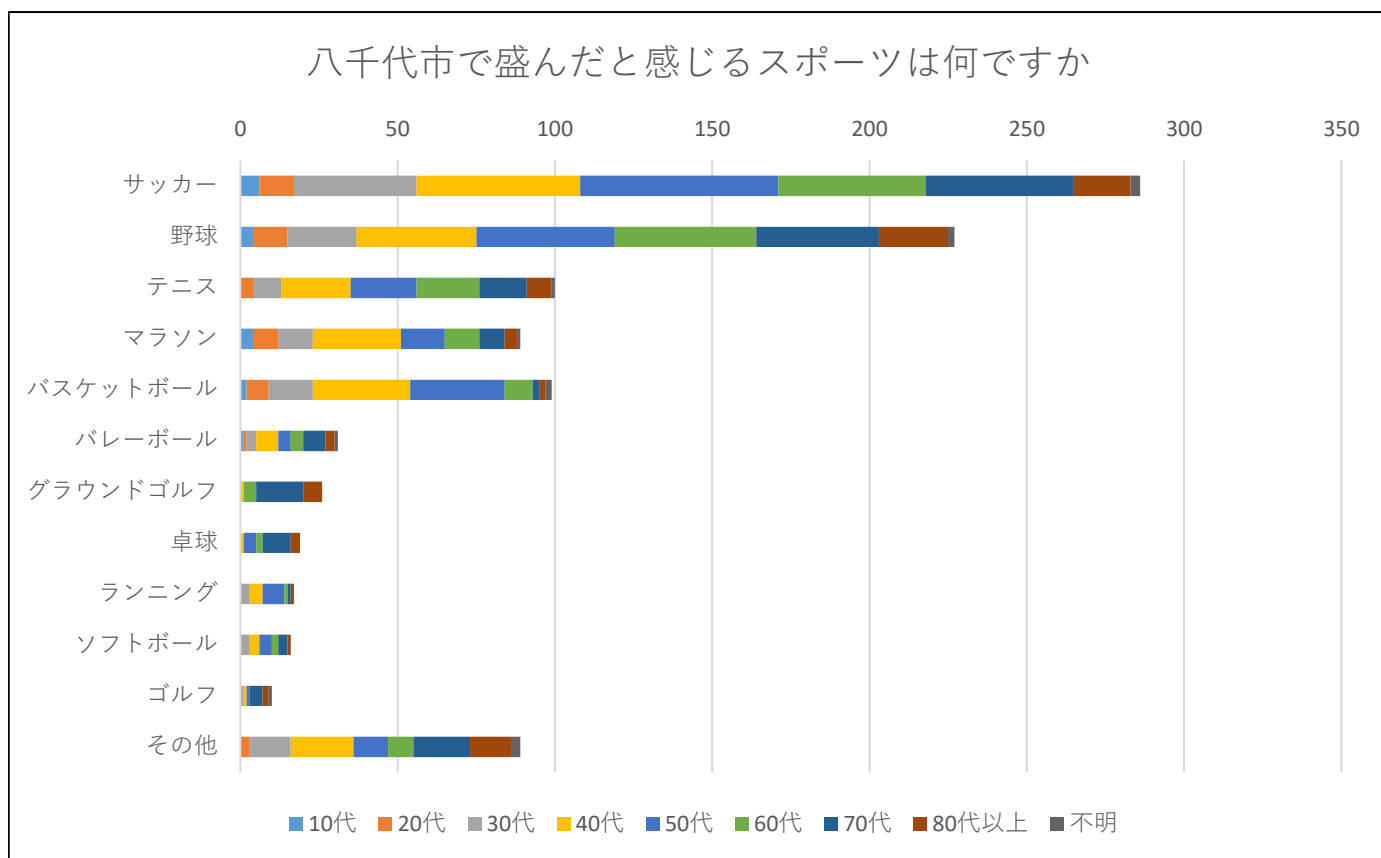
問21 次のスポーツイベント等のうち、知っているものを選んでください。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	市民体育大会	353	20.6%	3	11	31	55	59	65	77	50	2
2	春季・秋季ソフトバレーボール大会	49	2.9%	1	1	7	5	6	10	11	7	1
3	市民体カテスト・ニュースポーツ体験会	78	4.6%	0	1	8	11	13	15	16	14	0
4	千葉県電動車椅子サッカー大会	18	1.1%	0	0	3	2	10	1	1	1	0
5	ユニバーサルホッケー八千代市オープン大会	9	0.5%	1	1	0	4	1	0	1	1	0
6	八千代市身体障害者スポーツ大会	70	4.1%	1	3	5	7	6	17	18	12	1
7	フォークダンス大会	21	1.2%	0	0	1	3	0	6	7	4	0
8	ニューリバーロードレースin八千代	661	38.6%	10	29	75	139	148	109	99	48	4
9	コミュニティワールドカップサッカーin八千代	96	5.6%	3	7	14	19	29	14	8	2	0
10	無回答	356	20.8%	9	26	49	68	50	45	68	36	6



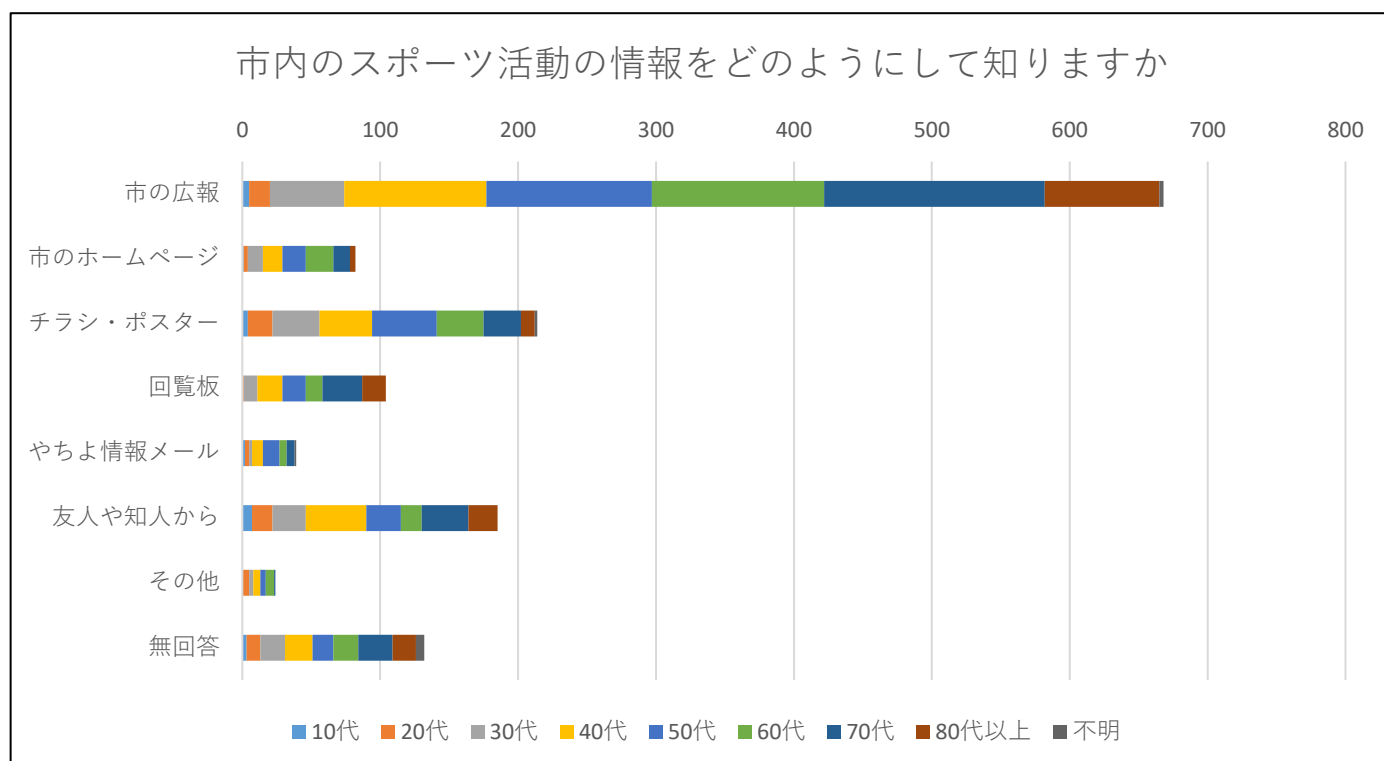
問22 八千代市で盛んだと感じるスポーツは何ですか（いくつでも）

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	サッカー	286	28.3%	6	11	39	52	63	47	47	18	3
2	野球	227	22.5%	4	11	22	38	44	45	39	22	2
3	テニス	100	9.9%	0	4	9	22	21	20	15	8	1
4	マラソン	89	8.8%	4	8	11	28	14	11	8	4	1
5	バスケットボール	99	9.8%	2	7	14	31	30	9	2	2	2
6	バレーボール	31	3.1%	1	1	3	7	4	4	7	3	1
7	グラウンドゴルフ	26	2.6%	0	0	0	1	0	4	15	6	0
8	卓球	19	1.9%	0	0	0	1	4	2	9	3	0
9	ランニング	17	1.7%	0	0	3	4	7	1	1	1	0
10	ソフトボール	16	1.6%	0	0	3	3	4	2	3	1	0
11	ゴルフ	10	1.0%	0	0	1	1	1	0	4	2	1
12	その他	89	8.8%	0	3	13	20	11	8	18	13	3



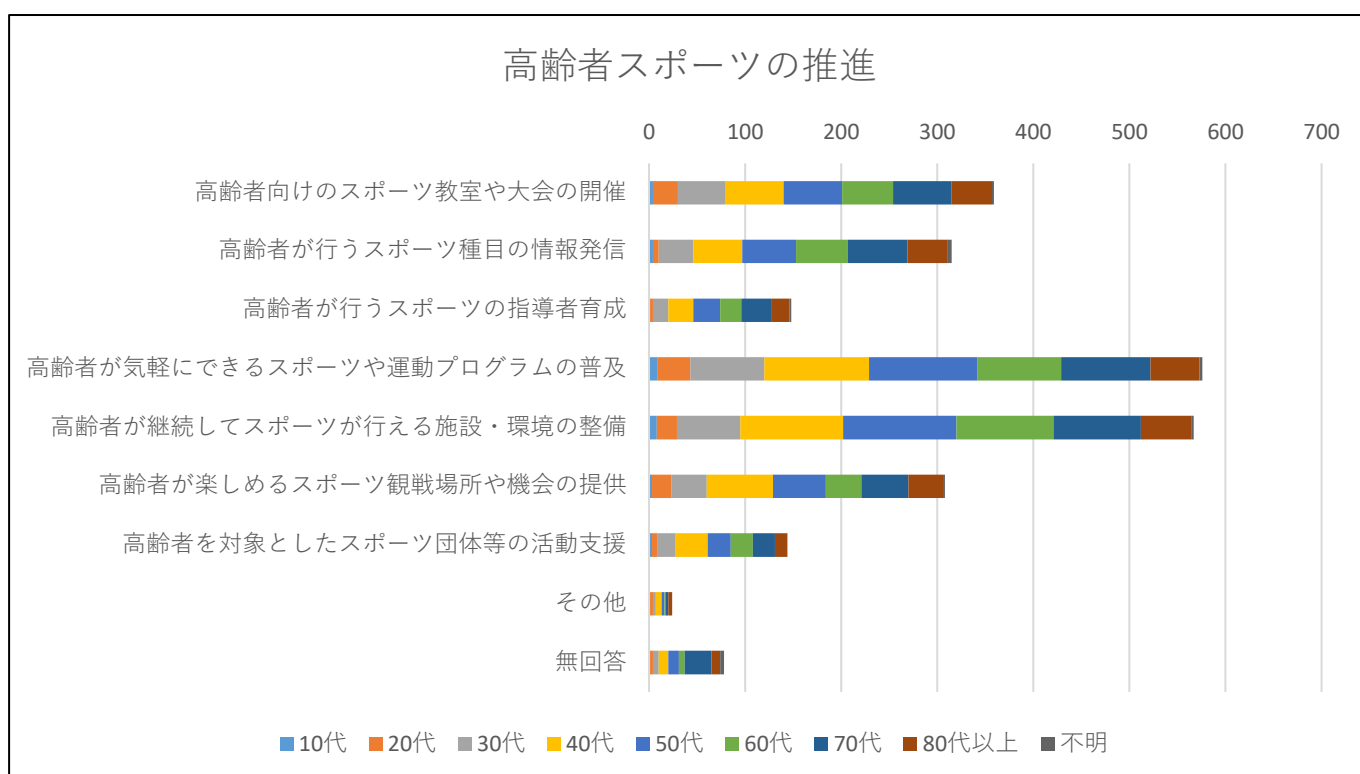
問23 市内のスポーツ活動の情報をどのようにして知りますか。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	市の広報	668	46.2%	5	15	54	103	120	125	160	83	3
2	市のホームページ	82	5.7%	1	3	11	14	17	20	12	4	0
3	チラシ・ポスター	214	14.8%	4	18	34	38	47	34	27	10	2
4	回覧板	104	7.2%	0	1	10	18	17	12	29	17	0
5	やちよ情報メール	39	2.7%	2	3	2	8	12	5	6	0	1
6	友人や知人から	185	12.8%	7	15	24	44	25	15	34	21	0
7	その他	24	1.7%	0	5	3	5	4	6	1	0	0
8	無回答	131	9.1%	3	10	18	20	15	18	25	17	6



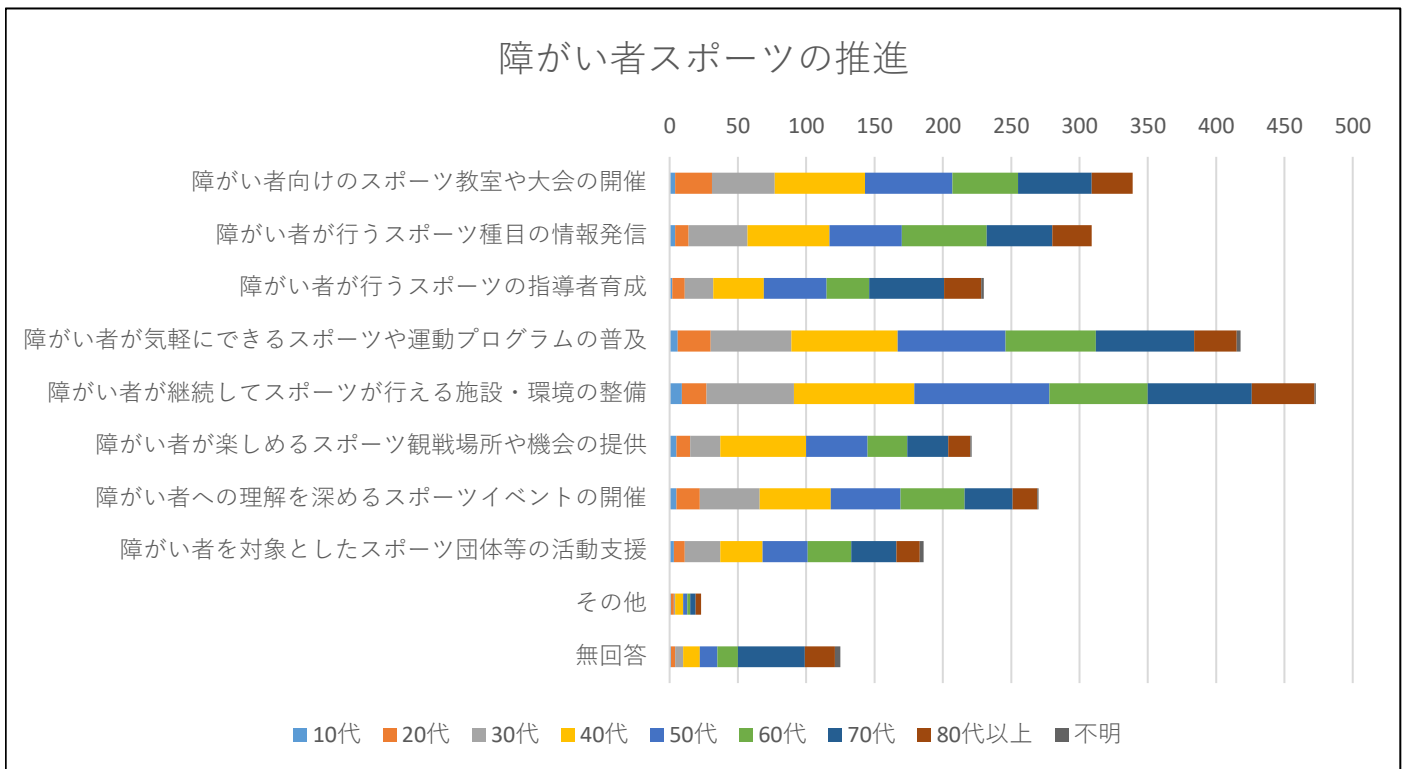
問24 高齢者スポーツの推進として、市にはどのようなことに取り組んでほしいですか。（3つまで）

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	高齢者向けのスポーツ教室や大会の開催	359	14.3%	4	26	49	61	61	53	61	42	2
2	高齢者が行うスポーツ種目の情報発信	315	12.5%	4	6	36	51	56	54	62	42	4
3	高齢者が行うスポーツの指導者育成	148	5.9%	1	3	16	26	28	22	31	19	2
4	高齢者が気軽にできるスポーツや運動プログラムの普及	576	22.9%	9	34	77	109	113	87	93	51	3
5	高齢者が継続してスポーツが行える施設・環境の整備	567	22.5%	8	21	66	107	118	101	91	53	2
6	高齢者が楽しめるスポーツ観戦場所や機会の提供	308	12.2%	3	20	37	69	55	37	49	36	2
7	高齢者を対象としたスポーツ団体等の活動支援	144	5.7%	3	6	18	34	24	23	23	13	0
8	その他	24	1.0%	1	3	3	6	3	1	3	4	0
9	無回答	77	3.1%	1	3	6	10	11	6	28	9	4



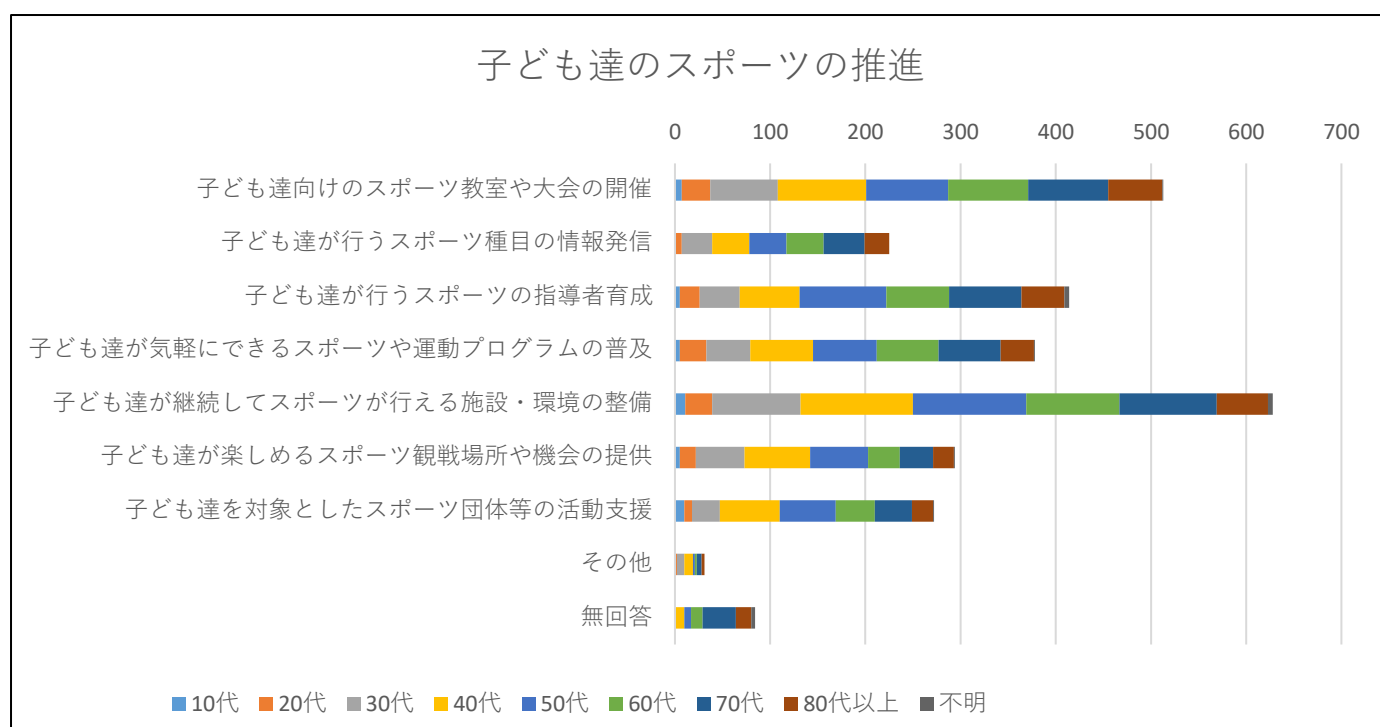
問25 障がい者スポーツの推進として、市にはどのようなことに取り組んでほしいですか。（3つまで）

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	障がい者向けのスポーツ教室や大会の開催	339	13.1%	4	27	46	66	64	48	54	30	0
2	障がい者が行うスポーツ種目の情報発信	309	11.9%	4	10	43	60	53	62	48	29	0
3	障がい者が行うスポーツの指導者育成	230	8.9%	2	9	21	37	46	31	55	27	2
4	障がい者が気軽にできるスポーツや運動プログラムの普及	418	16.1%	6	24	59	78	79	66	72	31	3
5	障がい者が継続してスポーツが行える施設・環境の整備	473	18.2%	9	18	64	88	99	72	76	46	1
6	障がい者が楽しめるスポーツ観戦場所や機会の提供	221	8.5%	5	10	22	63	45	29	30	16	1
7	障がい者への理解を深めるスポーツイベントの開催	270	10.4%	5	17	44	52	51	47	35	18	1
8	障がい者を対象としたスポーツ団体等の活動支援	186	7.2%	3	8	26	31	33	32	33	17	3
9	その他	23	0.9%	1	2	1	6	3	2	4	4	0
10	無回答	124	4.8%	1	3	6	12	13	15	49	22	4



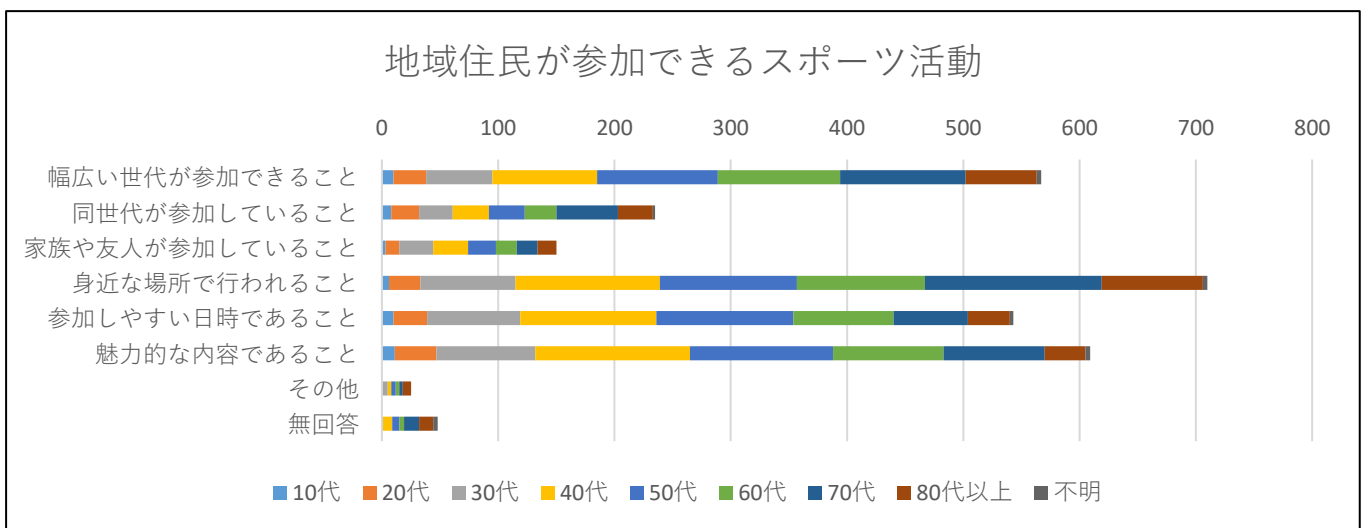
問26 子ども達のスポーツの推進として、市にはどのようなことに取り組んでほしいですか。(3つまで)

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	子ども達向けのスポーツ教室や大会の開催	513	18.1%	7	30	71	93	86	84	84	57	1
2	子ども達が行うスポーツ種目の情報発信	225	7.9%	1	6	32	39	39	39	43	26	0
3	子ども達が行うスポーツの指導者育成	414	14.6%	5	21	42	63	91	66	76	45	5
4	子ども達が気軽にできるスポーツや運動プログラムの普及	378	13.3%	5	28	46	66	67	65	65	35	1
5	子ども達が継続してスポーツが行える施設・環境の整備	628	22.1%	11	28	93	118	119	98	102	54	5
6	子ども達が楽しめるスポーツ観戦場所や機会の提供	294	10.4%	5	17	51	69	61	33	35	22	1
7	子ども達を対象としたスポーツ団体等の活動支援	272	9.6%	10	8	29	63	59	41	39	22	1
8	その他	31	1.1%	1	1	8	9	2	2	5	3	0
9	無回答	83	2.9%	0	0	0	10	7	12	35	16	4



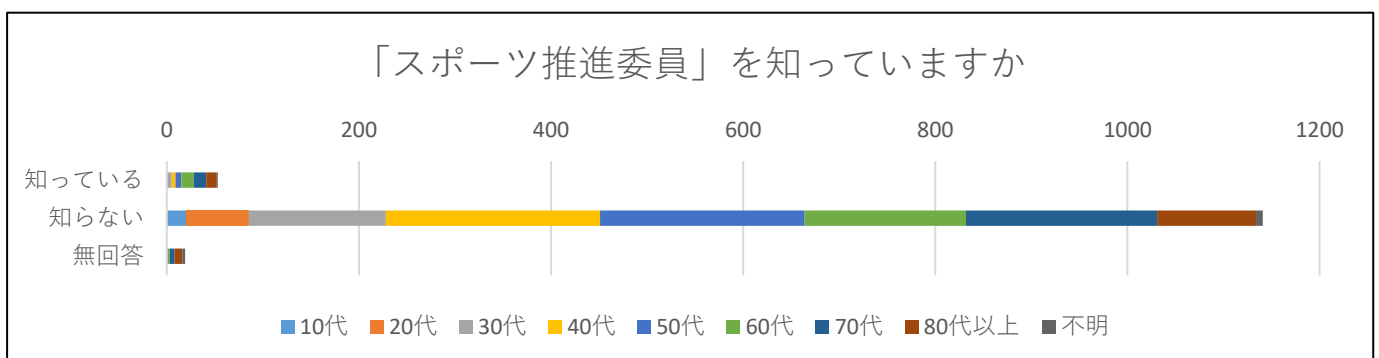
問27 地域住民が参加できるスポーツ活動には、どのようなことが重要だと思いますか。(3つまで)

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	幅広い世代が参加できること	567	19.6%	10	28	57	90	104	105	108	61	4
2	同世代が参加していること	235	8.1%	8	24	29	31	31	27	53	30	2
3	家族や友人が参加していること	150	5.2%	3	12	29	30	24	18	18	16	0
4	身近な場所で行われること	710	24.6%	6	27	82	124	118	110	152	87	4
5	参加しやすい日時であること	543	18.8%	10	29	80	117	118	86	64	36	3
6	魅力的な内容であること	609	21.1%	11	36	85	133	123	95	87	35	4
7	その他	25	0.9%	0	0	5	3	4	3	3	7	0
8	無回答	47	1.6%	1	0	0	8	6	4	13	12	4



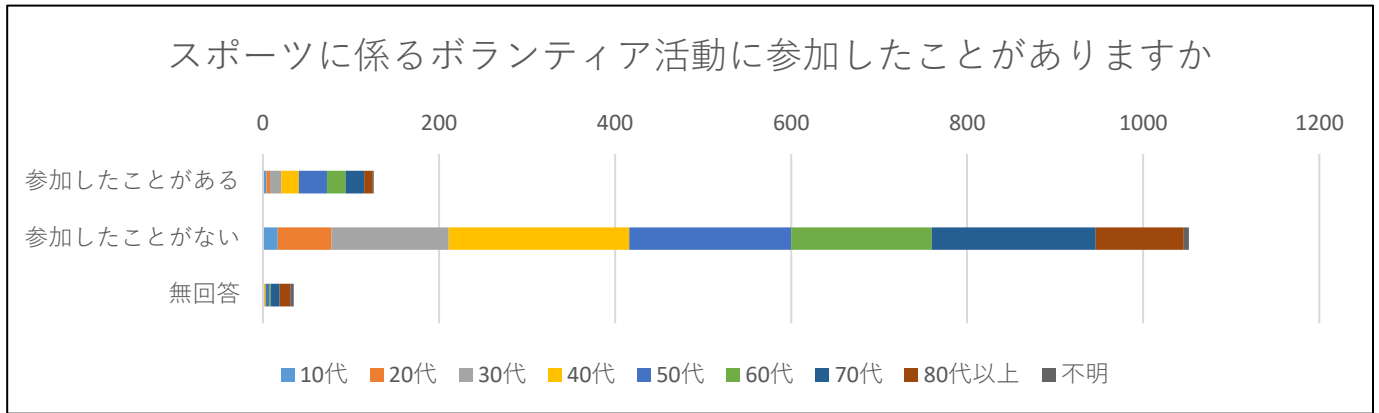
問28 「まちづくりふれあい講座」を通じてニュースポーツの普及等を行う、「スポーツ推進委員」を知っていますか。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	知っている	53	4.4%	1	0	4	4	6	13	13	11	1
2	知らない	1141	94.1%	20	65	143	223	213	168	199	103	7
3	無回答	18	1.5%	0	0	0	0	1	2	5	8	3



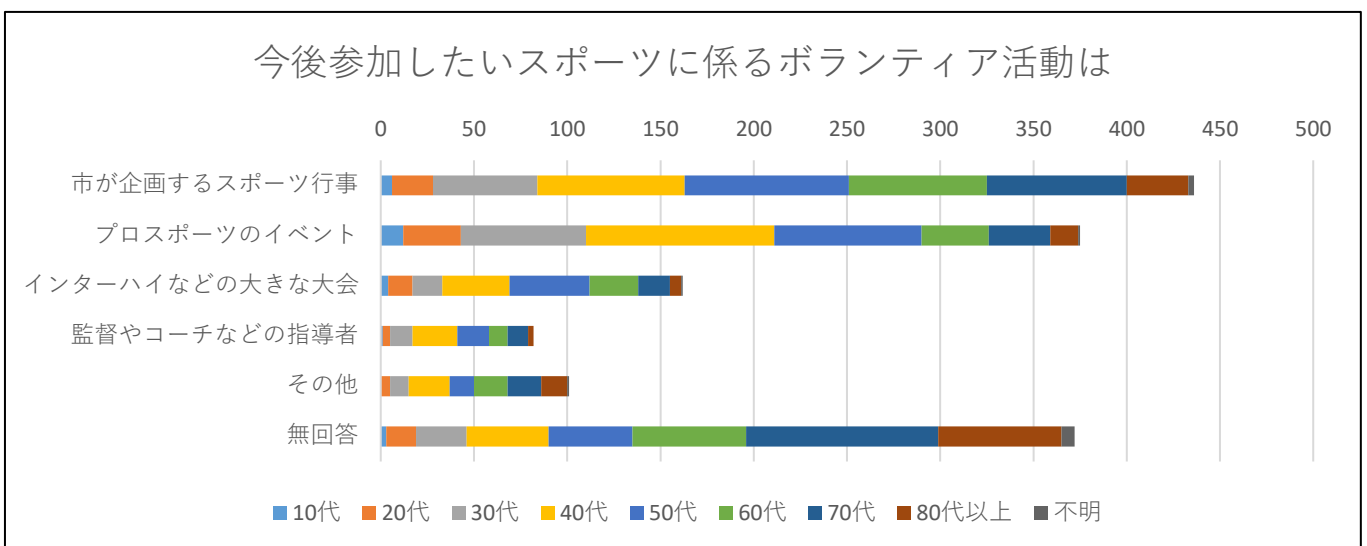
問29 今までにスポーツに係るボランティア活動に参加したことがありますか。(指導者も含む)

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	参加したことがある	126	10.4%	4	4	13	20	32	21	21	10	1
2	参加したことがない	1052	86.8%	17	61	133	205	184	160	186	100	6
3	無回答	34	2.8%	0	0	1	2	4	2	10	12	4



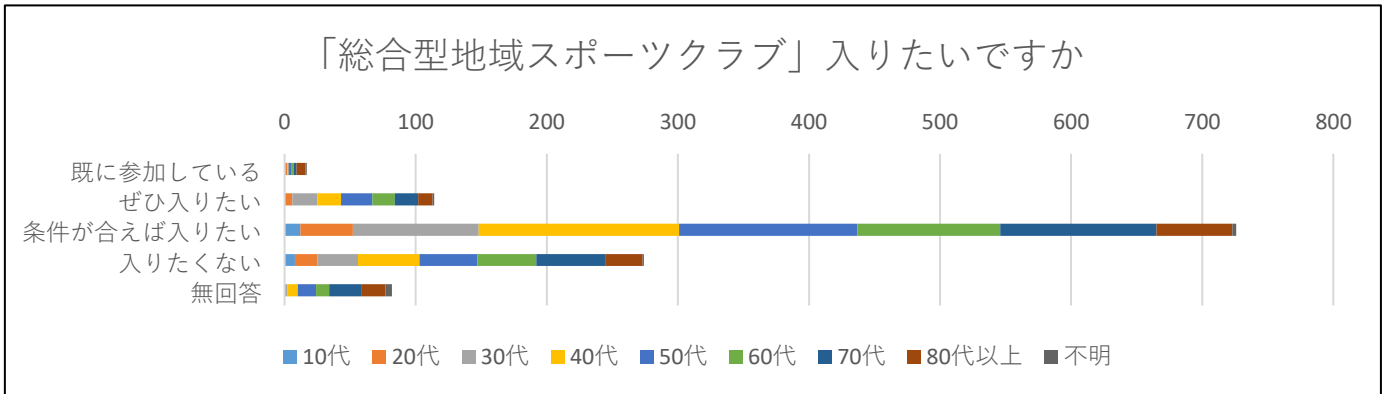
問30 今後参加したいスポーツに係るボランティア活動はどのような内容のものですか。(3つまで)

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	市が企画するスポーツ行事	436	28.6%	6	22	56	79	88	74	75	33	3
2	プロスポーツのイベント	375	24.6%	12	31	67	101	79	36	33	15	1
3	インターハイなどの大きな大会	162	10.6%	4	13	16	36	43	26	17	6	1
4	監督やコーチなどの指導者	82	5.4%	1	4	12	24	17	10	11	3	0
5	その他	101	6.6%	0	5	10	22	13	18	18	14	1
6	無回答	371	24.3%	3	16	27	44	45	61	103	66	7



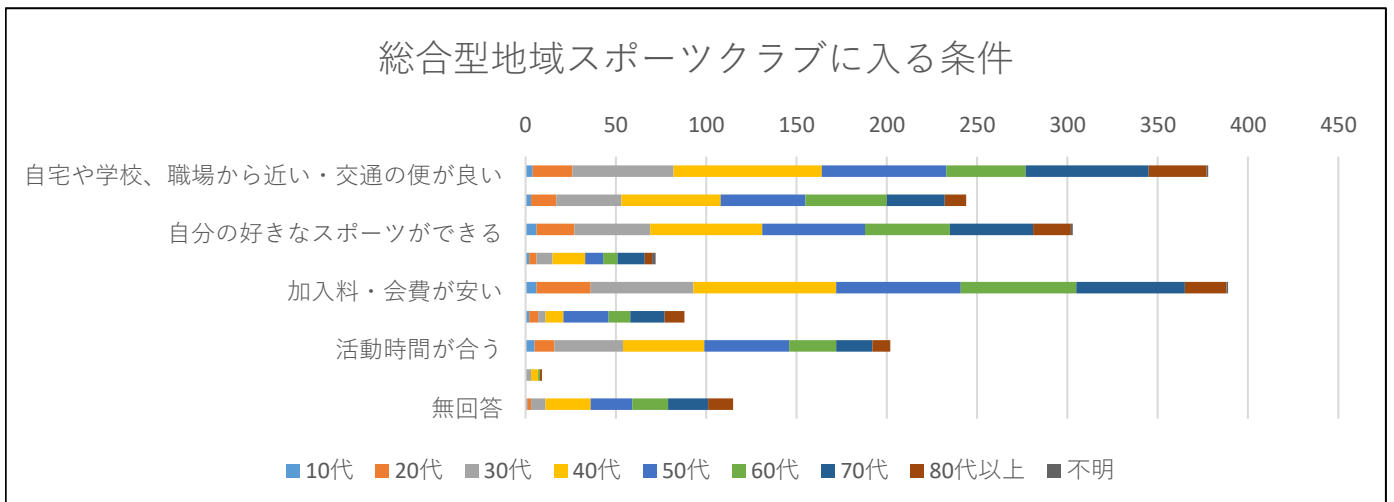
問31 身近な地域に「総合型地域スポーツクラブ」が出来たら、入りたいと思いますか。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	既に参加している	17	1.4%	0	2	0	1	2	2	2	7	1
2	ぜひ入りたい	114	9.4%	1	5	19	18	24	17	18	11	1
3	条件が合えば入りたい	726	59.9%	12	40	96	153	136	109	119	58	3
4	入りたくない	274	22.6%	8	17	31	47	44	45	53	28	1
5	無回答	81	6.7%	0	1	1	8	14	10	25	18	5



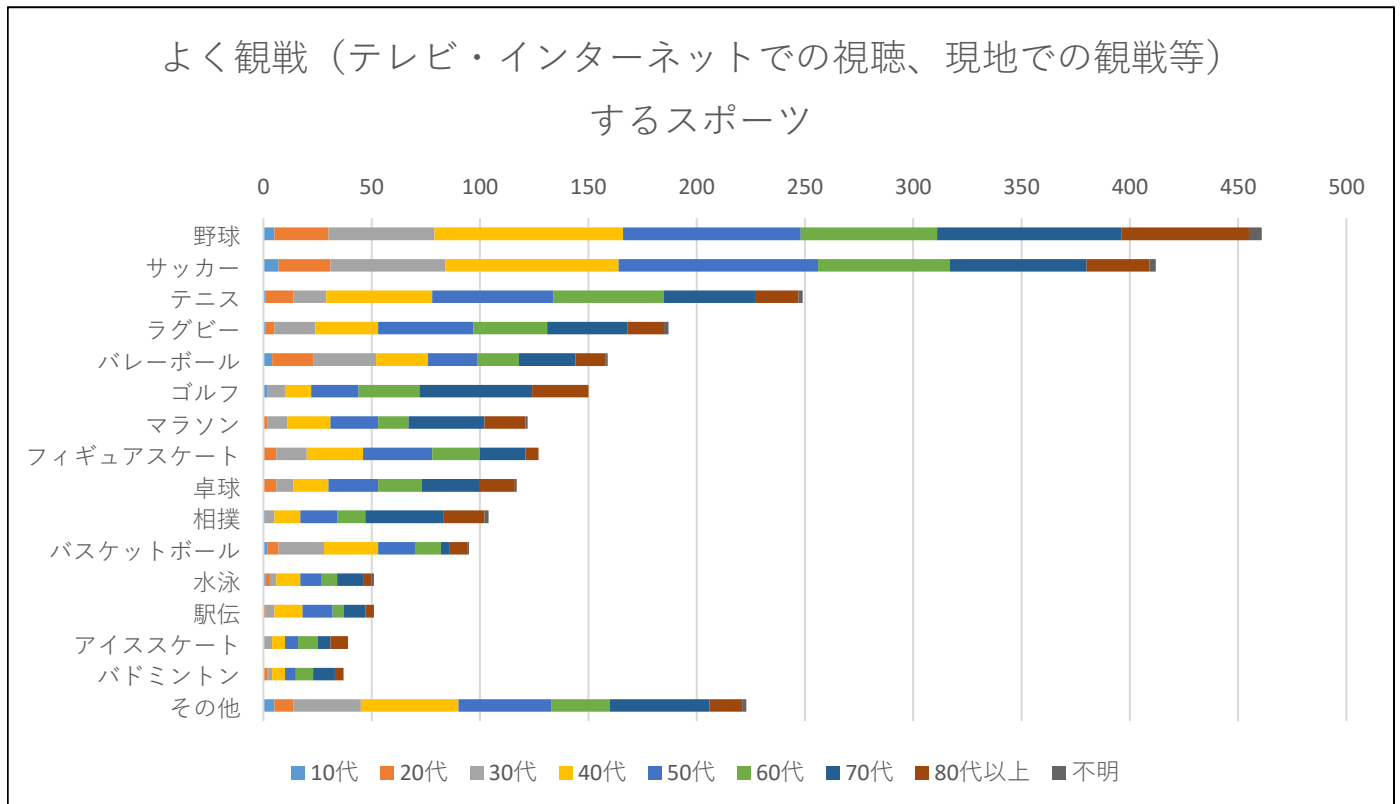
問32 総合型地域スポーツクラブに入る条件のうち、特に重要なものは何ですか。(3つまで)

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	自宅や学校、職場から近い・交通の便が良い	378	21.0%	4	22	56	82	69	44	68	32	1
2	施設・設備が充実している	244	13.6%	3	14	36	55	47	45	32	12	0
3	自分の好きなスポーツができる	303	16.8%	6	21	42	62	57	47	46	21	1
4	色々な種目ができる	72	4.0%	2	4	9	18	10	8	15	4	2
5	加入料・会費が安い	389	21.6%	6	30	57	79	69	64	60	23	1
6	指導者が充実している	88	4.9%	2	5	4	10	25	12	19	11	0
7	活動時間が合う	202	11.2%	5	11	38	45	47	26	20	10	0
8	その他	9	0.5%	0	0	3	4	0	1	0	1	0
9	無回答	115	6.4%	1	2	8	25	23	20	22	14	0



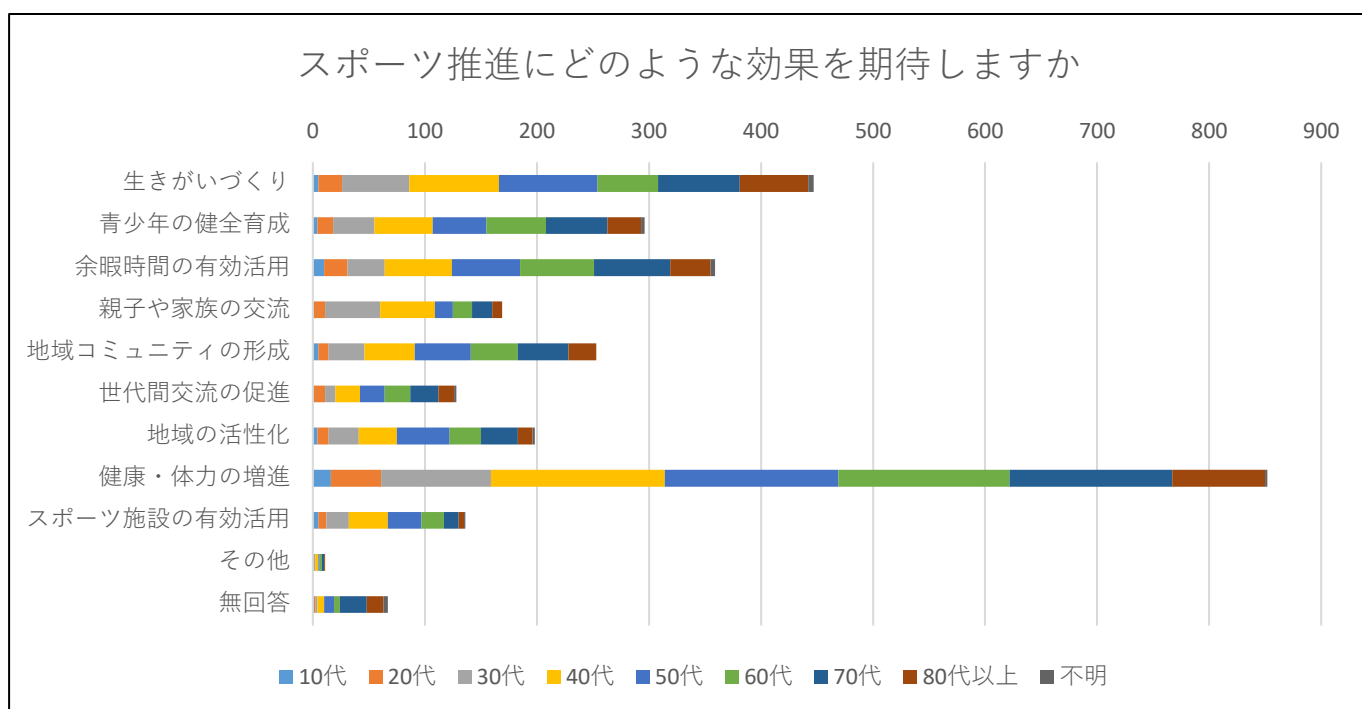
問33 よく観戦（テレビ・インターネットでの視聴、現地での観戦等）するスポーツはなんですか。（いくつでも）

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	野球	461	17.8%	5	25	49	87	82	63	85	59	6
2	サッカー	412	15.9%	7	24	53	80	92	61	63	29	3
3	テニス	249	9.6%	1	13	15	49	56	51	42	20	2
4	ラグビー	187	7.2%	1	4	19	29	44	34	37	17	2
5	バレーボール	159	6.2%	4	19	29	24	23	19	26	14	1
6	ゴルフ	150	5.8%	2	0	8	12	22	28	52	26	0
7	マラソン	122	4.7%	0	2	9	20	22	14	35	19	1
8	フィギュアスケート	127	4.9%	0	6	14	26	32	22	21	6	0
9	卓球	117	4.5%	0	6	8	16	23	20	27	16	1
10	相撲	104	4.0%	1	0	4	12	17	13	36	19	2
11	バスケットボール	95	3.7%	2	5	21	25	17	12	4	8	1
12	水泳	51	2.0%	1	2	3	11	10	7	12	4	1
13	駅伝	51	2.0%	0	1	4	13	14	5	10	4	0
14	アイススケート	40	1.5%	0	0	4	6	6	9	6	8	0
15	バドミントン	37	1.4%	0	2	2	6	5	8	10	4	0
16	その他	223	8.6%	5	9	31	45	43	27	46	15	2



問34 スポーツ推進にどのような効果を期待しますか。

		合計	割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
1	生きがいづくり	447	15.3%	5	21	60	80	88	54	73	61	5
2	青少年の健全育成	296	10.2%	4	14	37	52	48	53	55	30	3
3	余暇時間の有効活用	359	12.3%	10	21	33	60	61	66	68	36	4
4	親子や家族の交流	169	5.8%	1	10	49	49	16	17	18	9	0
5	地域コミュニティの形成	253	8.7%	5	9	32	45	50	42	45	25	0
6	世代間交流の促進	128	4.4%	1	10	9	22	22	23	25	14	2
7	地域の活性化	198	6.8%	4	10	27	34	47	28	33	13	2
8	健康・体力の増進	852	29.2%	16	45	98	155	155	153	145	83	2
9	スポーツ施設の有効活用	136	4.7%	5	7	20	35	30	20	13	5	1
10	その他	11	0.4%	0	0	2	3	1	2	2	1	0
11	無回答	66	2.3%	1	1	2	6	9	5	24	15	4



問35 八千代市のスポーツ推進にどのような要望がありますか。（抜粋）

◎施設の整備について

- ・子ども達が体を動かしたり遊べる場所が欲しい。
- ・交通の便のいい所に施設を作ってほしい。
- ・ランニング施設があるといい。
- ・パークゴルフ場を作っていただきたい。
- ・野球場を整備して高校野球を開催してほしい。
- ・新川沿いのサイクリングロードやジョギングコースの整備。
- ・1人でも気軽に楽しめるような施設を希望します。
- ・市民プールを作ってください。
- ・子供たちが安全にスポーツのできる場所を整えていただきたい。
- ・少年野球のグラウンドを増やして欲しい。
- ・新川沿いの充実。
- ・テニスのオムニコートを増やしていただきたい。
- ・もともとある施設の整備。
- ・設備が古い。
- ・総合運動公園を整えていただきたいです。例えば観覧席に屋根を付けたり。
- ・駐車場が狭く専用ではないので、車が停められないといつも困っている。駐車場が欲しい。

◎施設の利用の仕方について

- ・施設の受付時間を長くしてほしい。
- ・スポーツ施設毎に掲示板を設けて、近日に行われる行事を知らせてほしい。
- ・体育館（公共施設）利用時間を増やして欲しい。予約のネット化
- ・もう少し個人利用出来る日を増やしてほしいです。
- ・使用料安くしてほしい。
- ・テニスの予約をとりやすくしてほしい。

◎広報について

- ・市内の施設、利用方法等もっと広報活動をすべきだと思う。
- ・高齢でも手軽に出来るスポーツをどんどん紹介してほしい。
- ・スポーツ教室等の情報をもっと積極的に発信してほしいです。
- ・市内の小・中・高・大学・企業など県内（全国区でも）良い成績を収めた人へのインタビュー等を情報発信して。
- ・スポーツイベントなどを広く周知してほしい。
- ・もっと情報を発信してほしい。

◎企画・政策について

- ・よいと思われることはどんどんやってほしい。
- ・八千代らしさを考えて市政を行ってほしい。
- ・たくさんの方が平等に参加できる、参加しやすいスポーツ事業を行ってほしい。
- ・色々な企画をもっと出して欲しい。
- ・世代間コミュニケーションの活性化や、コミュニティを形成できるような取り組みを。

◎教室・講座・イベントについて

- ・八千代元気体操のように皆でできる種目がもう少し増えたら良いかなと思います。
- ・スポーツが苦手な人が気軽に参加できるイベントを開催してほしい。
- ・様々なスポーツを様々な時間帯で気軽に参加出来る企画やイベントの開催。
- ・家族全員で参加できるイベント企画に取り組んでほしい。
- ・地区対抗での試合などがあればおもしろいと思う。
- ・いつでも、どこでも、誰でも参加でき楽しめる環境を作ってもらいたい。
- ・市民が交流できる場としてのウォークラリーのような活動を推進してほしい。
- ・子供からお年寄りまで楽しめる大運動会みたいのがあれば楽しそうですね。

◎高齢者スポーツの支援

- ・高齢者の健康維持のため簡単気軽に参加できる活動を期待しています。
- ・高齢者用の無料送迎車があればもっと多くのスポーツ愛好者が増えると思います。
- ・ウォーキングの良さを高齢者に知ってもらえるように活動してください。
- ・65～70才以上の足腰の弱い人たちが楽しく外へ出る機会と近場の場所を作してほしい。
- ・高齢化に伴い、健康づくりや生きがいつくりを目的としたスポーツを拡げてもらいたい。
- ・高齢者でも歩いて行かれるよう近くに小さな場所が欲しいと思う。

◎指導者育成

- ・各種スポーツの指導者の育成が大切と考える。
- ・少年野球の指導者を育成して、きちんとした指導がどのチームでも行われるようにしてほしい。
- ・科学的根拠を踏まえた指導者の育成。

◎その他

- ・費用対効果と意義を十分に考えて税金を使って欲しいです。
- ・身障者がスポーツに参加しやすい条件を作る。
- ・税金の無駄遣いはしないでほしい。
- ・今回のようなアンケートを続けてください。

スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)

(法律第七十八号)

第一百七十七回通常国会

菅(直人)内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

同二六年六月二〇日同第七六号

同二八年五月二〇日同第四七号

同三〇年六月二〇日同第五六号

同三〇年六月二〇日同第五七号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条一第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条一第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条一第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条一第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条一第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条一第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地

域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推

進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、そ

の運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したス

ポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（平二六法七六・一部改正）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三〇法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特

定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行）

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二六年六月二〇日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年五月二〇日法律第四七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

第2期八千代市スポーツ推進計画策定経過

実施日	内 容
令和2年2月4日	次期八千代市スポーツ推進計画策定に関する市民アンケート実施
6月30日	第1回八千代市スポーツ推進審議会開催
9月16日	第1回庁内検討会議の開催
10月19日	第2回庁内検討会議の開催
11月8日	パブリックコメントを実施（～12月7日）
令和3年1月8日	教育委員会から八千代市スポーツ推進審議会に諮問
1月13日	パブリックコメントの結果を公表
1月8日	第2回八千代市スポーツ推進審議会書面開催（～1月25日）
1月27日	八千代市スポーツ推進審議会から教育委員会に答申
3月25日	教育委員会にて議決

第2期八千代市スポーツ推進計画

令和3年3月

編集・発行 : 八千代市 教育委員会 文化・スポーツ課
住 所 : 〒276-0045
千葉県八千代市大和田138-2
電 話 : 047-481-0305
F A X : 047-486-4199
E-mail : supotu1@city.yachiyo.chiba.jp



八千代市イメージキャラクター「やっち」